

社会的養育の推進に向けて

1. 里親制度、施設等の概要	1
2. 社会的養護の現状	10
3. 社会養護の基本理念と原理	16
4. 里親委託等の推進	19
5. 施設における養育単位の小規模化の推進	36
6. 自立支援の充実	42
7. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築支援の充実、 権利擁護など	51
8. 施設職員の処遇改善と配置改善	67
9. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護	73
10. 養子縁組制度等	77
11. 平成30年度概算要求の概要 （児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化）	87
12. 平成28年改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども 家庭福祉」の構築	104

詳しくは厚生労働省ホームページの「社会的養護」のページを参照

厚生労働省トップページ → 分野別の政策 → 子ども・子育て支援 → 施策情報 → 社会的養護

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

1．里親制度、施設等の概要

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	9, 073世帯	689世帯	3, 798世帯	526世帯
委託里親数	3, 180世帯	167世帯	309世帯	513世帯
委託児童数	3, 943人	202人	301人	744人

里親に支給される手当等	里親手当（平成29年度）	養育里親 86, 000円（2人目以降43, 000円加算） （月額） 専門里親 137, 000円（2人目以降94, 000円加算） ※平成29年度に引き上げ（それ以前は児童1人当たり、養育里親72, 000円、専門里親123, 000円）
	一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）	乳児 58, 310円、 乳児以外 50, 570円（平成29年度）
	その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）	

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

1. 事業内容

小規模住居型児童養育事業は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第8項

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

4. 運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

5. 職員配置について

養育者2名（配偶者）＋補助者1名、又は養育者1名＋補助者2名

※ 養育者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者に限る。
（それ以外は補助者）

6. ホームへの入居

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

7. 補助根拠

児童福祉法第53条

8. 補助率

1／2（国1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1／2）

9. ホーム数、委託児童数

ホーム数：313か所、委託児童数：1,356人（平成29年3月末現在）

乳 児 院 の 概 要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
- ・ 父母が養育を放棄している乳児
- ・ 父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

4. 職員配置について

※ 乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

施設長、医師又は嘱託医、看護師（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、最低7人配置、保育士・児童指導員で代替可能（乳幼児10人につき2人看護師、10人増すごとに看護師1人増））、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なし可）、心理療法担当職員（必要な乳幼児又は保護者10人以上の場合）、乳幼児20人以下の場合に保育士1人以上

＜措置費による主な加配＞

看護師等の配置改善（0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上幼児 4:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）、里親支援専門相談員 等

5. 施設数、定員、入所者数

※福祉行政報告例（平成29年3月末現在）

施設数	定員	入所者数
138か所	3,895人	2,801人

児 童 養 護 施 設 の 概 要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞

- ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童
- ・ 父母等から虐待を受けている児童
- ・ 父母が養育を放棄している児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

4. 職員配置について

施設長、児童指導員・保育士（0・1歳児 1.6:1、2歳児 2:1、3歳以上幼児 4:1、小学生以上 5.5:1、45人以下の施設は更に1人追加）、嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（40人以下の施設は配置なしも可）、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）、看護師（乳児がいる場合 乳児 1.6:1）、心理療法担当職員（必要な児童が10人以上いる場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）

＜措置費による主な加配＞

児童指導員・保育士の配置改善（0・1歳児 1.6:1→1.3:1、3歳以上幼児 4:1→3:1、小学生以上 5.5:1→4:1）、事務員、看護師（医療的ケアが必要な児童15人以上）、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）、里親支援専門相談員 等

5. 施設数、定員、入所者数

※福祉行政報告例（平成29年3月末現在）

施設数	定員	入所者数
615か所	32,605人	26,449人

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2） ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞ ・場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞ ・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

施設長、医師（精神科又は小児科）、心理療法担当職員（児童 10:1）、児童指導員・保育士（児童 4.5:1）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）

＜措置費による主な加配＞

心理療法担当職員の配置改善（児童10:1→7:1）、児童指導員・保育士の配置改善（児童 4.5:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合） 等

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

施設数	定員	入所者数
46か所	2,049人	1,399人

児童自立支援施設の概要

1. 目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞ ・窃盗を行った児童 ・浮浪、家出等の問題のある児童 ・性非行を行った児童

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

- ・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
- ・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

4. 職員配置について

施設長、児童自立支援専門員・児童生活支援員（児童 4.5:1）、嘱託医、精神科の医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士（40人以下の場合は配置なしも可）、調理員（調理業務の全部委託の場合は配置なしも可）、心理療法担当職員（必要な児童10人以上の場合）、職業指導員（職業指導を行う場合）

＜措置費による主な加配＞

児童自立支援専門員・児童生活支援員の配置改善（児童 4.5:1→3:1）、心理療法担当職員（児童10:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合） 等

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

施設数	定員	入所者数
58か所	3,686人	1,395人

母子生活支援施設の概要

1. 目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞ ・ 経済的に困窮している女子 ・ 配偶者からの暴力を受けている女子

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

3. 設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

4. 職員配置について

施設長、母子支援員（10～20世帯未満2人、20世帯以上3人）、嘱託医、少年指導員（20世帯以上で2人以上）、調理員、心理療法担当職員（必要な母子10人以上の場合）、個別対応職員（個別に特別な支援が必要な場合）

＜措置費による主な加配＞

母子支援員の配置改善（30世帯以上4人）、少年指導員の配置改善（10世帯以上2人、20世帯以上3人、30世帯以上4人）、母子支援員・少年指導員加算（非常勤各1人 定員40世帯以上の場合）

5. 施設数、定員、入所者数

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
232か所	4, 779世帯	3, 330世帯	5, 479人

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

1. 目的

次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の3第1項）

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であつて、措置解除者等（第27条第1項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの
- 二 学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

入居者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、入居者が日常生活を営む上で必要な設備、食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備

4. 職員配置について

指導員、管理者（指導員を兼ねることができる）

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6人まで	7～9人	10～12人	13～15人	16～18人	19人以上
指導員数（補助員を含む）	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

5. 施設数

※家庭福祉課調べ（平成28年10月1日現在）

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
か所数	9 9	1 1 3	1 1 8	1 2 3	1 4 3

2. 社会的養護の現状

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里 親		家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5～6名)	
				11,405世帯	4,038世帯	5,190人			
区分 (里親は重複登録有り)	養 育 里 親	9,073世帯	3,180世帯	3,943人	ホ ー ム 数	313か所			
	専 門 里 親	689世帯	167世帯	202人					
	養 子 縁 組 里 親	3,798世帯	309世帯	301人					
	親 族 里 親	526世帯	513世帯	744人					
					委 託 児 童 数	1,356人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	138か所	615か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定員	3,895人	32,605人	2,049人	3,686人	4,779世帯	934人
現員	2,801人	26,449人	1,399人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,793人	17,137人	1,165人	1,743人	2,080人	604人

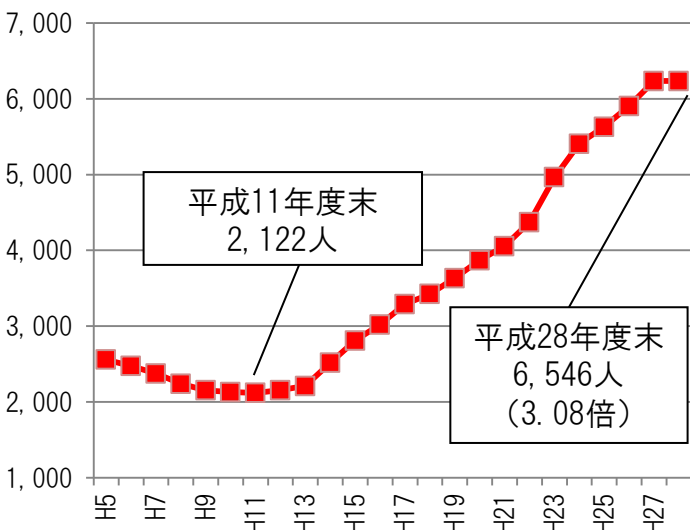
小規模グループケア	1,341か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成29年3月末現在)
※施設数*、ホーム数(F H除く)、定員*、現員*、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)(※乳児院・児童養護施設除く)
※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成28年10月1日現在)
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成28年3月1日現在)
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

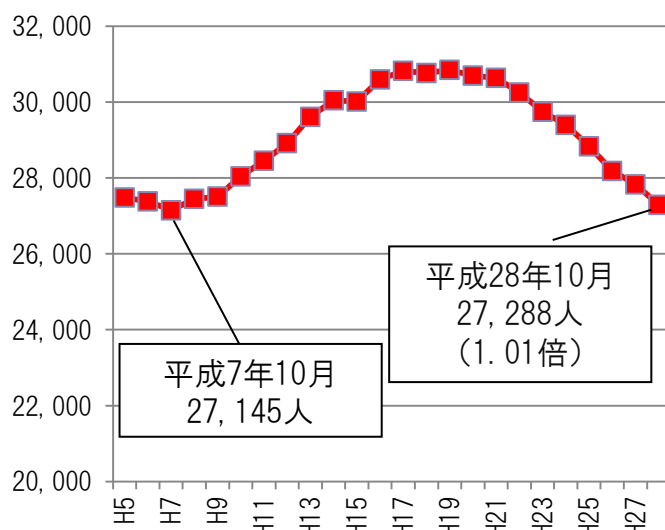
(2) 要保護児童数の推移

ここ十数年で、里親等委託児童数は約3.1倍、児童養護施設の入所児童数は微増、乳児院が約1割増となっている。

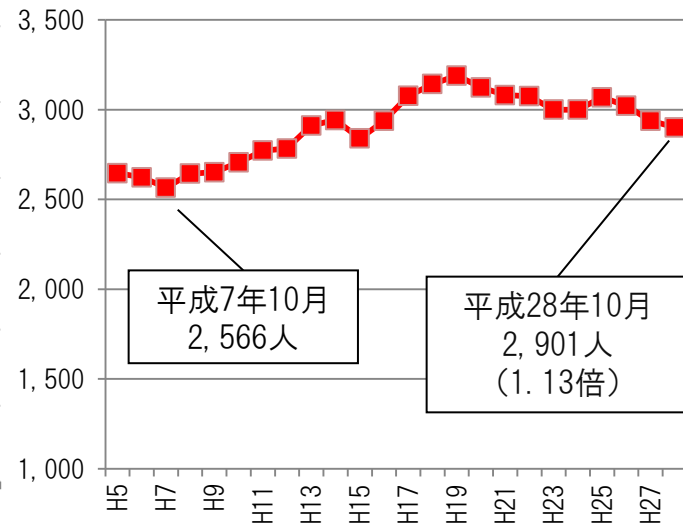
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数



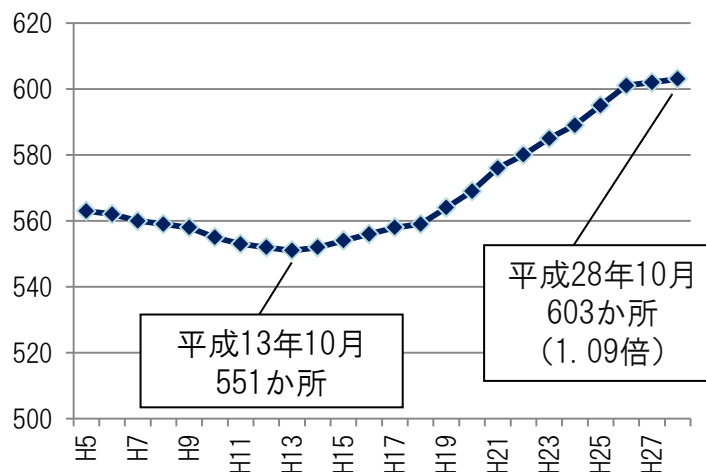
○ 乳児院の入所児童数



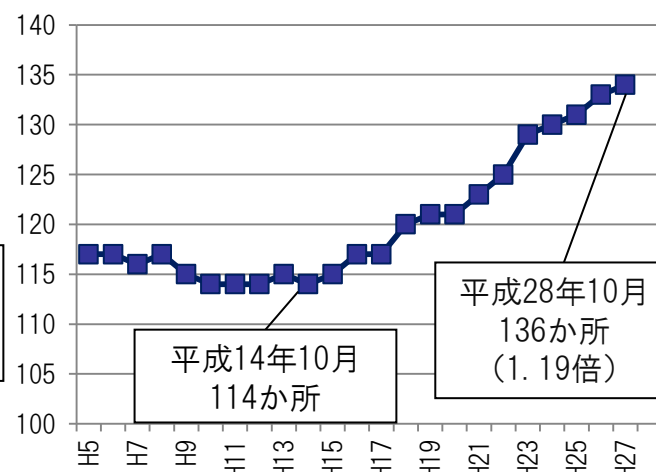
(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在（社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ）

里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在（福祉行政報告例）

○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数

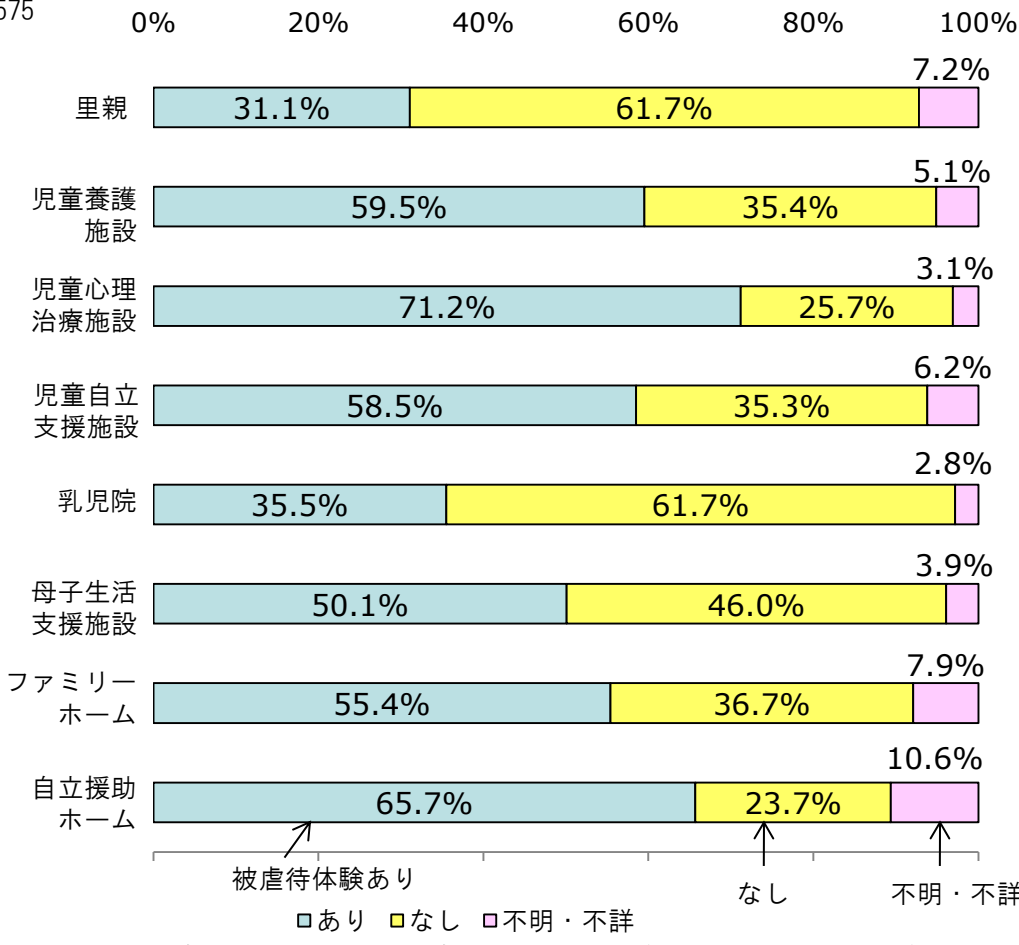
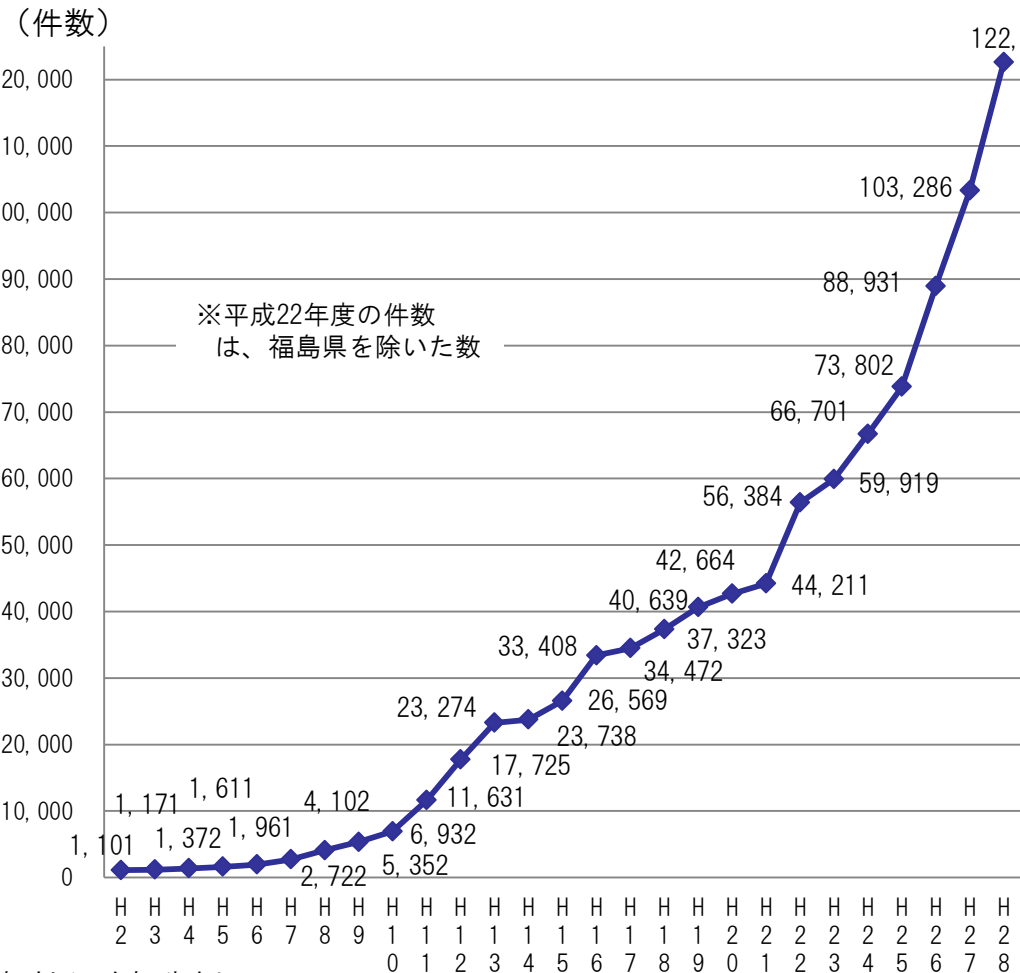


(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H25	H15	H4	S58	H25	H15	H4	S58
0歳～ 5歳	4, 047 [13. 5]	5, 421 [17. 8]	4, 128 [15. 4]	4, 610 [14. 4]	15, 864 [52. 9]	16, 704 [54. 9]	14, 330 [53. 6]	16, 400 [51. 2]
6歳～ 11歳	10, 899 [36. 4]	12, 408 [40. 8]	10, 138 [37. 9]	13, 820 [43. 1]	9, 923 [33. 1]	10, 010 [32. 9]	9, 124 [34. 1]	12, 330 [38. 5]
12歳～ 17歳	13, 401 [44. 7]	11, 448 [37. 6]	11, 597 [43. 4]	13, 110 [40. 9]	4, 143 [13. 8]	3, 642 [12. 0]	3, 247 [12. 1]	3, 310 [10. 3]
18歳 以上	1, 607 [5. 4]	1, 119 [3. 7]	856 [3. 2]	500 [1. 6]	14 [0. 0]	9 [0. 0]	— —	— —
総数	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]
平均年齢	11. 2歳	10. 2歳	11. 1歳	10. 2歳	6. 2歳	5. 9歳	6. 4歳	6. 0歳

注）総数には年齢不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58
（父・母・父母の）死亡	663[2. 2]	912[3. 0]	1, 246[4. 7]	3, 070[9. 6]
（父・母・父母の）行方不明	1, 279[4. 3]	3, 333[11. 0]	4, 942[18. 5]	9, 100[28. 4]
父母の離婚	872[2. 9]	1, 983[6. 5]	3, 475[13. 0]	6, 720[21. 0]
父母の不和	233[0. 8]	262[0. 9]	429[1. 6]	630[2. 0]
（父・母の）拘禁	1, 456[4. 9]	1, 451[4. 8]	1, 083[4. 1]	1, 220[3. 8]
（父・母の）入院	1, 304[4. 3]	2, 128[7. 0]	3, 019[11. 3]	4, 090[12. 8]

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、 [] 構成割合（％）

	H25	H15	H4	S58
4年未満	14, 842 [49. 5]	17, 415 [57. 3]	13, 709 [51. 3]	17, 880 [55. 8]
4年以上～ 8年未満	8, 143 [27. 2]	7, 705 [25. 3]	7, 237 [27. 1]	8, 990 [28. 1]
8年以上～ 12年未満	4, 733 [15. 8]	3, 737 [12. 3]	4, 346 [16. 3]	4, 190 [13. 1]
12年以上	2, 105 [7. 0]	1, 530 [5. 0]	1, 415 [5. 3]	980 [3. 1]
総数	29, 979 [100. 0]	30, 416 [100. 0]	26, 725 [100. 0]	32, 040 [100. 0]
平均期間	4. 9年	4. 4年	4. 7年	4. 3年

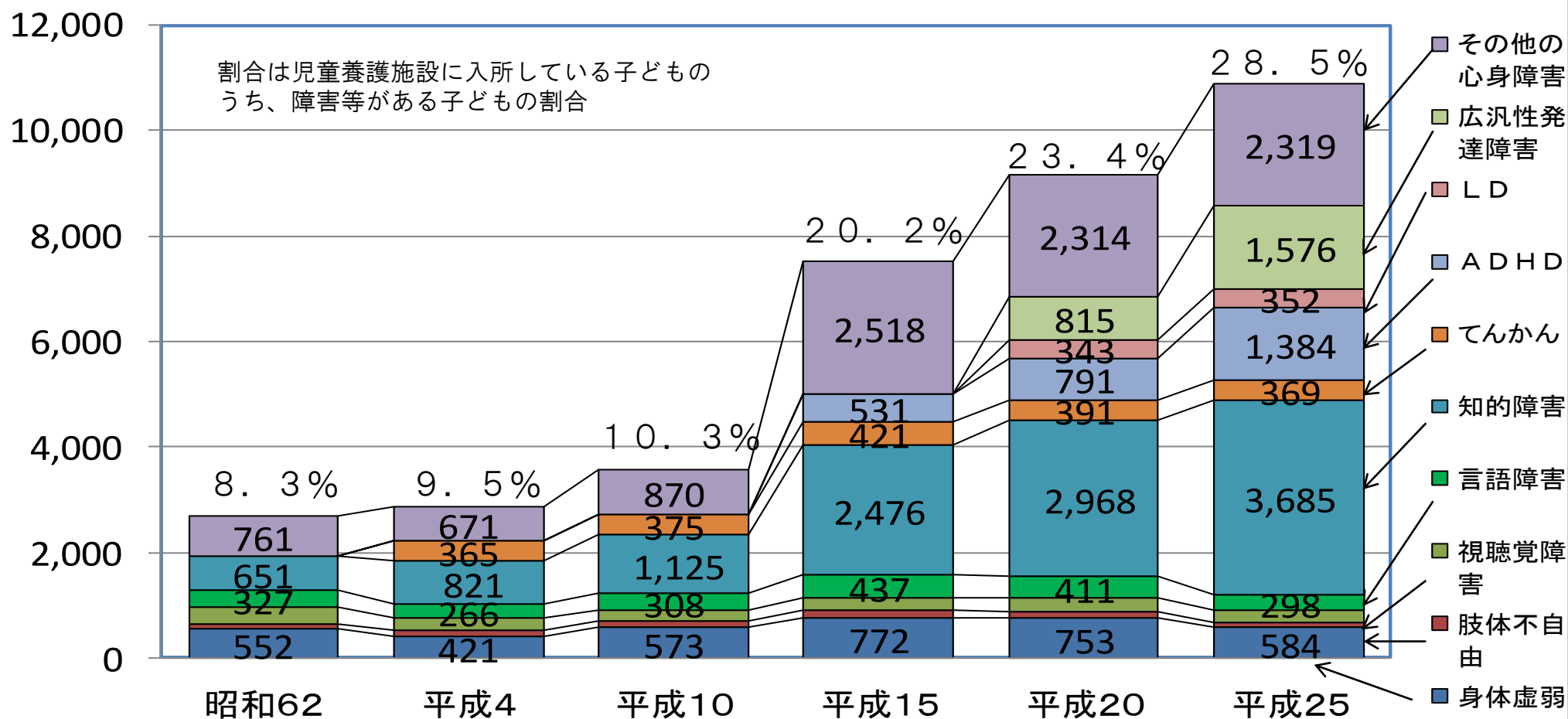
注）総数には期間不詳を含む。

	H25	H15	H4	S58
（父・母の）就労	1, 730[5. 8]	3, 537[11. 6]	2, 968[11. 1]	220[0. 7]
（父・母の）精神疾患等	3, 697[12. 3]	2, 479[8. 2]	1, 495[5. 6]	1, 760[5. 5]
虐待（放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否）	11, 377[37. 9]	8, 340[27. 4]	4, 268[16. 0]	2, 890[9. 0]
破産等の経済的理由	1, 762[5. 9]	2, 452[8. 1]	939[3. 5]	
児童問題による監護困難	1, 130[3. 8]	1, 139[3. 7]	1, 662[6. 2]	
その他・不詳	4, 476[14. 9]	2, 400[7. 9]	1, 199[4. 5]	2, 340[7. 3]
総 数	29, 979[100. 0]	30, 416[100. 0]	26, 725[100. 0]	32, 040[100. 0]

(4) 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては28.5%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

3. 社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念と原理

社会的養護の基本理念

- ①子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ②社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ①家庭養育と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ②発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感（自尊心）を取り戻す。
- ④家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

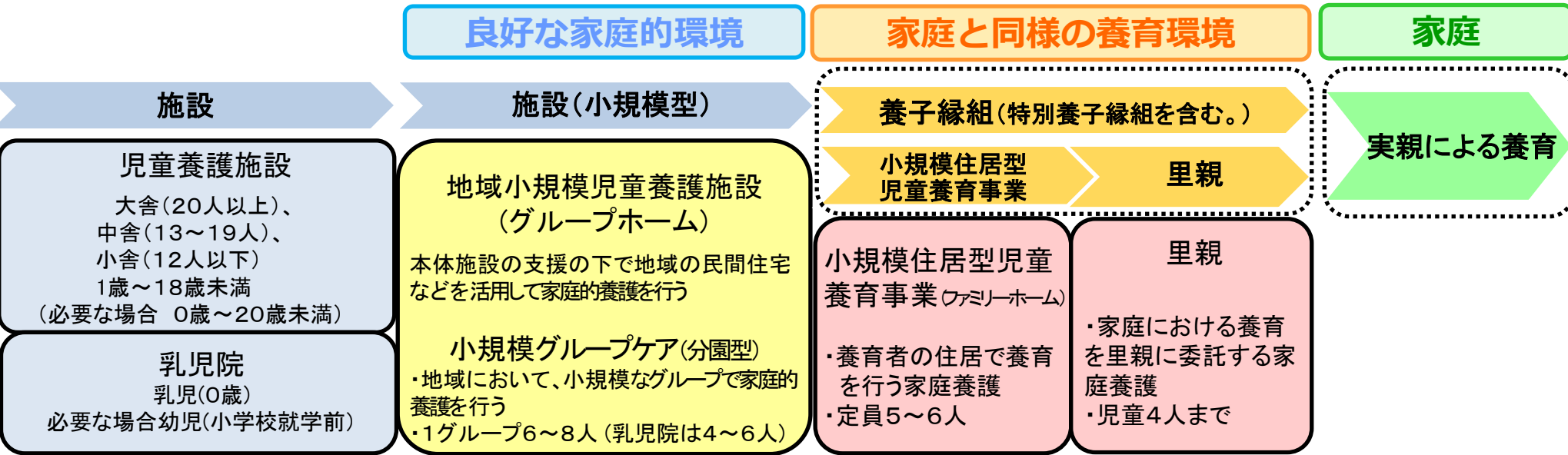
- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護についても、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていく。
また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$ 平成29年3月末 18.3%

4. 里親委託等の推進

(1) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が18.3%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、新潟市では里親等への委託率が51.1%を占め、また、さいたま市では過去10年間で6.3%から33.9%(+27.6%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、里親委託率をさらに引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養護の原則が明確化されたことを踏まえ、平成29年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

(2) 里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には18.3%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成28年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

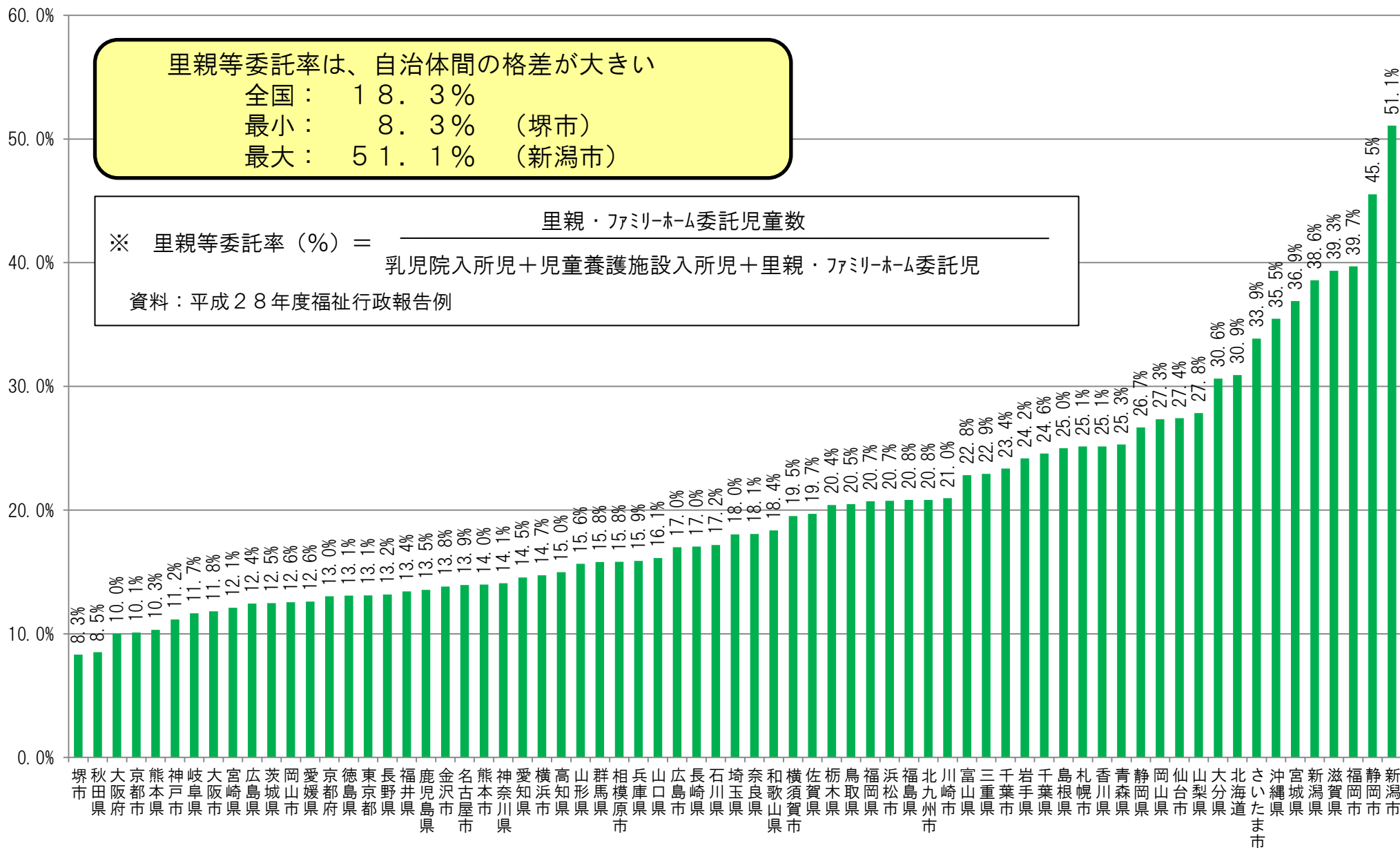
全国： 18.3%

最小： 8.3%（堺市）

最大： 51.1%（新潟市）

$$\text{※ 里親等委託率（\%）} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

資料：平成28年度福祉行政報告例



(4) 里親制度等の改正の経緯

昭和23年1月 児童福祉法施行

- ・「里親家庭養育運営要綱」制定（昭和23年10月4日事務次官通知）

昭和63年1月 特別養子縁組制度施行

- ・民法等一部改正により特別養子縁組制度実施（昭和62年9月26日公布、昭和63年1月1日施行）
- ・「里親等家庭養育運営要綱」制定（昭和62年10月31日事務次官通知）
- ・養子縁組あっせん事業届出制度実施

平成14年10月 里親制度改正

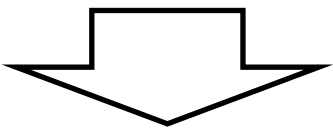
- ・「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」を制定
- ・専門里親、親族里親の創設（養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4類型）
- ・「里親支援事業」実施（里親研修事業、里親養育相談事業）、「一時的休息のための援助（レスパイトケア）」実施

- ・平成16年児童福祉法改正で、里親による監護、教育、懲戒について児童福祉施設と同様の規定を追加
- ・子ども子育て応援プラン（平成16年12月）で、里親委託率を平成21年度に15%とする目標
- ・里親支援事業に、里親養育援助事業、里親養育相互援助事業を追加（平成16年4月～）
- ・里親委託推進事業実施（平成18年4月～）（児童相談所に「里親委託推進員」、「里親委託推進委員会」を設置）

平成20年児童福祉法改正と里親制度の充実

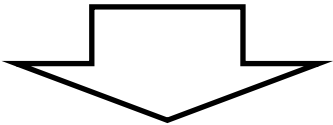
- ・里親制度の改正（養育里親と養子縁組希望里親を制度上区分。養育里親の研修の義務化。里親支援の法定化。
養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4類型。里親認定省令に代わり、児童福祉法・施行令・施行規則に規定。）
- ・ファミリーホーム制度創設（平成21年4月～）
- ・里親支援機関事業実施（平成20年4月～）（「里親支援事業」及び「里親委託推進事業」を統合）
- ・里親手当の倍額への引上げ（平成21年4月～）

- ・少子化社会対策大綱（平成27年3月）でファミリーホームを含めた里親等委託率を平成31年度に22%の目標



平成23年度の取り組み

- ・「里親委託ガイドライン」の策定（里親委託優先の原則など）（4月）
- ・ファミリーホームの措置費を新規開設半年間は、定員払いに（4月～）
- ・「社会的養護の課題と将来像」（7月）で、ファミリーホームを含めた里親等委託率を今後10数年で3割以上を目標に
- ・養育里親の欠格条項の改正（5月～、同居人が成年被後見人等となったときを欠格条項から外す改正）
- ・親族里親の定義変更（9月～、おじ・おばには、里親手当が支給される養育里親を適用）
- ・「里親及びファミリーホーム養育指針」の策定、里親委託ガイドライン改正、ファミリーホームの要件改正（3月末）



平成28年児童福祉法改正

- ・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。（公布日（平成28年6月3日）施行）
 - ※ 「家庭」とは実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホームを、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境を指す。
- ・里親の普及啓発から里親の選定及び里親と児童との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付け（平成29年4月1日施行）
- ・養子縁組里親の法定化及び研修義務化（平成29年4月1日施行）

(5) 里親委託を推進する上での課題と取組

里親委託を進める上での課題

- 登録里親確保の問題
 - ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
 - ・ 里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。
 - ・ 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
 - ・ 里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等
- 実親の同意の問題
 - ・ 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設等なら同意するが、里親の場合に同意しない）等
- 児童の問題の複雑化
 - ・ 発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等
- 実施体制、実施方針の問題
 - ・ 児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
 - ・ 里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
 - ・ 未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
 - ・ 職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

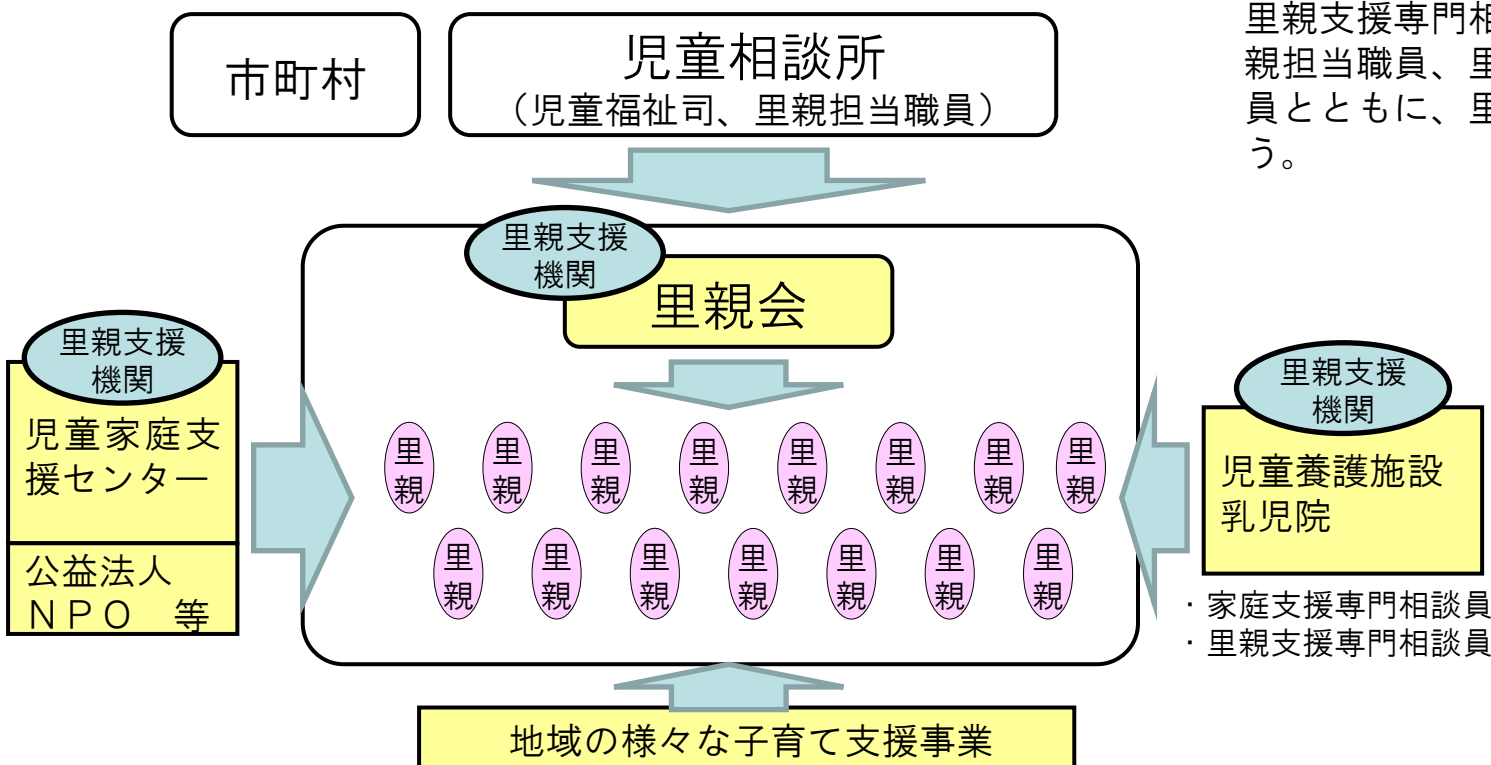


里親委託を推進する取り組み例

- 広報・啓発
 - ・ 区町村や里親会等との連携・協力
 - ・ 里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）
 - ・ 一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等
- 実親の理解
 - ・ 養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
 - ・ 養育里親についての里親の意識
 - ・ 実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等
- 里親の支援
 - ・ 里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
 - ・ 里親の孤立化を防止、訪問支援
 - ・ 里親研修、養育技術の向上
 - ・ 地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等
- 実施体制、実施方針
 - ・ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
 - ・ 里親会の強化
 - ・ 里親担当職員の増員等
 - ・ 里親委託のガイドラインの策定
 - ・ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
 - ・ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。このため里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、様々な支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。



→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親支援事業により配置される職員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う。

里親支援事業

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

事業内容

- ・家庭支援専門相談員
- ・里親支援専門相談員
- ・里親制度等普及促進事業
- ・里親委託推進等事業
- ・里親トレーニング事業
- ・里親訪問等支援事業
- ・共働き家庭への里親委託促進事業

里親支援事業（概要）

施策の目的

- 全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有しており、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託を一層推進することが重要。
- 本事業は、里親等への委託を推進するため、里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

里親支援事業の内容

実施主体		都道府県、指定都市、児童相談所設置市 (事業の全部又は一部を里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等に委託可)	
事業内容	里親制度等普及促進事業	○講演会や説明会の開催等による養子縁組制度及び里親制度の普及啓発 ○養育里親、専門里親、養子縁組里親に対する研修の実施 ※ファミリーホームの養育者及び補助者も可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講できるよう配慮 ※養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、講演会等や各種研修に参加できるよう配慮	
	里親委託推進等事業	○子どもと里親とのマッチング ○里親又はファミリーホームに委託された子どもに係る自立支援計画の作成、見直し	<実施体制> ・里親等委託調整員 ・委託調整補助員
	里親トレーニング事業	○未委託里親へのトレーニングの実施 (事例検討・ロールプレイ、講義、施設及び他の委託里親宅での実習) ※施設における実習は、施設に配置された里親支援専門相談員と連携して実施することで、里親と里親支援専門相談員との関係性構築も目指す	<実施体制> ・里親トレーナー
	里親訪問等支援事業	○里親、ファミリーホーム、養親又は養親希望者（以下「里親等」という。）への訪問支援 ○里親等による定期的な相互交流の場を設け、情報交換や養育技術の向上を図る	<実施体制> ・里親等相談支援員 ・心理訪問支援員（加算）
	共働き家庭里親委託促進事業	○共働きの里親家庭が相談しやすいよう、平日夜間、土曜、日曜、祝日の相談支援体制の整備 ○委託後一定期間取得可能な独自休暇制度や在宅勤務制度の導入など、子どもの養育と就業との両立が可能となる取組を企画し、民間企業等へ委託して実践、分析、検証の実施	

里親委託推進の取組事例

具体的な取り組み事例（福岡市）

- 平成16年当時、福岡市内の児童養護施設は満杯。児童養護施設を新設するにしてもお金も時間もかかる。「施設がいっぱいなので、行き先確保のために里親を増やそう」



- 平成16年12月、日本子どもの虐待防止研究会福岡大会が開催。子どもの課題に取り組むネットワークづくりを行っているNPO法人が市民フォーラムを関連事業として開催。2日間で1,000人の市民が集まる。それを目の当たりにした行政は「里親開拓にNPO法人のネットワークを活用できないか？」と考え、「里親制度普及促進事業」を委託

NPO



児童相談所

- **最初にイメージを作る。**事業名を「新しい絆プロジェクト」、実行委員会の名称を「ファミリーシップふくおか」（「里親＝暗いイメージ」を払しょくし、明るく、素晴らしいイメージに。→プロのデザイナーとコピーライターに依頼）
- **里親を知ってもらう市民フォーラムの開催。**広報啓発は分かりやすく、親しみやすいイメージで統一、**感動でつながっていく仕組みづくり**（音楽・絵本の朗読から、里親の体験談に）、**里親だけでなく協力者も募集**（協力者になることで市民意識が醸成）、**子どもプログラム**（子どもが参加したいと大人も付いてくる）
⇒参加者に、「子どもは、みんな社会の子」という認識がうまれた。
社会的養護の社会化 がはかれる。

- **児相職員の意識の変化**
「まず里親を探そう」
職員の「**里親に委託して良かった**」という成功体験によって、里親委託優先の意識が高まる。
しかし、施設には、心理士などの専門職がいるが、里親家庭の場合はすべて児童相談所が行うことになるため、**里親委託は大変。**



- 里親委託率が上がると、里親への委託児童数が増える。
里親家庭内において、子どもや里親の様々な問題や課題が頻回に発生。児相では、毎日、毎週が里親、里子のニーズに沿った相談支援の連続になった。**里親家庭への支援体制が欠かせない。**このため、児相に里親支援の専従班をつくり、里親制度だけに専念できる組織及びケース数に応じた相談支援職員を配置し、体制を整備。

まとめ

NPOの力を活用して感動やイメージづくりを行い、協力者を募集するなど市民参加型の普及活動を広く市民に働きかけるとともに、児童相談所に里親支援専従班を配置するなどの支援体制の強化を行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県）

- 平成12年～13年当時、児童養護施設等が満杯。県として、要保護児童の措置先の選択肢の乏しさや集団生活に適應できない子の存在があった。平成14年の国による里親制度の改革があり、「**子どもの最善の利益を確保する**」という児童の権利条約に基づいた視点から、児童相談所内で里親制度の有効性を取りまとめることとなった。



- **里親委託の成功体験を共有**。里親委託してみると子どもたちの表情などに変化が見られ、有効と考えるようになった。これが児童相談所全体にとって「里親委託の成功体験」につながった。大分県では、児童福祉司を専門職にしているが、児童相談の経験を持つ者をスーパーバイザーの立場で再度赴任させるなど、児童相談所の専門性の確保に努め、**組織的に里親委託を推進**した。



- **施設との連携・相互理解を県の事業展開の大きな柱に**。乳児院や児童養護施設の理解を得るとともに施設による里親への支援が不可欠と考え、児相の呼び掛けで施設職員が里親研修に参加。里親への肯定的理解が高まる。

- 大分県では、一中学校区に一里親家庭を目標に、平成17年度から里親制度説明会を全市町村で継続的に開催。市町村広報の2～3週間後に説明会を実施すると人が集まりやすい。**真剣に考えて里親になってくれる人にしっかりとした情報を届ける**。併せて市町村へ継続的にアプローチ。



- **里親支援を丁寧に行う**。里親制度にかかわる児童相談所の人員を増やし体制強化（里親専任職員の配置）里親専任職員を置くことで専門性の向上、里親研修やレスパイトケア、里親登録証の発行など。
- **里親の社会的養護の担い手としての意識を高める**。里親会への里親サロンの委託や措置費の請求を里親自身が行う取り組み。

まとめ

里親になることを真剣に考える人に対象を絞り、参加者の興味や理解にあわせて情報を届ける活動および里親専任職員を置くなどの児童相談所の里親支援体制の強化を、10年間かけて、着実かつ継続的に行うことにより、里親委託率の増加を行った。

具体的な取り組み事例（大分県をはじめとする複数自治体）

大分県をはじめとする複数の自治体において、児童相談所によって里親として登録（認定）されたことを、公的に証明するための「里親証明書」を発行する取組が行われている。

- 市役所において、委託児童の転入手続きや転校の手続きなどをする際、里親としての身分を証明することができず、関係性を確認するために、余計に時間がかかってしまったり、里親制度を理解してもらえなかったりするなどの事例が発生。

- 従来より、里親研修を修了した際には修了証書を交付することとされている。
- また、独自の取組として、里親として登録（認定）された際には、里親登録（認定）通知書を交付している自治体もある。
- しかし、これらは主にA4サイズの文書であることが多く、持ち運びには不便。

- 里親であることを公的に証明する「里親証明書」を発行することで、市役所等における手続きが円滑に行えるようになった。
- その際、市販の名刺印刷用紙を活用してラミネート加工を施すなどし、持ち運びが便利な形態とした。

【参考】様式例（各自治体からの情報をもとに、厚生労働省において作成）

<表>

※サイズは名刺サイズなど、持ち運びしやすいサイズ

〇〇里親登録（認定）証明書

氏 名
生年月日
住 所

上記の者は、児童福祉法第6条の4の規定に基づく里親として登録（認定）されている者であることを証明する。

登録（認定）番号 第 号
登録（認定）年月日 平成 年 月 日
有効期限 平成 年 月 日

平成 年 月 日 〇〇〇県知事

印

<裏>

（参考）児童福祉法第6条の4
この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

発行元 〇〇県〇〇局〇〇課
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇ー〇
電話 〇〇〇ー〇〇〇ー〇〇〇〇

まとめ

- 「里親証明書」によって、公的に里親であることを証明することで、市役所や学校等において、里親が委託児童に関する手続を行う際に、里親と委託児童との関係性が理解されやすく、円滑に手続を進めることができる。
- 持ち運びしやすい形態とし、様々な手続の場面で活用されることで、里親に対する社会の理解が広まり、里親制度の普及啓発にもつながる。

具体的な取組事例（横浜市（「（一社）こどもみらい横浜」））

横浜市では（一社）こどもみらい横浜（里親会）、乳児院、児童家庭支援センターが、それぞれの強みを活かした里親支援機関事業に取り組んでいる。中でも「こどもみらい横浜」では、里親当事者の望む支援を具体化する取組を進めている。

- 里親会の体制、里親支援機関としての展開を検討した結果、一般社団法人化し、当事者団体としての里親支援、家庭養護推進を目指すこととした。
- 養育里親、養子縁組里親、養子縁組成立後の親子等、家庭の状況や子どもの年齢はさまざま。
- 当初計画した「里親メンター（助言者）事業」（先輩里親が各里親宅を訪問して助言する里親支援）について、里親たちから「ベテラン里親より経験の近い里親に相談したい」という声が上がった。

○会の基本理念

1. 育ての親及びこどものこころのよりどころとなり、居場所とする。
2. こどもの健やかな成長と自立の支えとなる会とする。
3. 育ての親及びこどもが相談でき、交流できる会とする。
4. 特別養子縁組・養育里親・親族里親等を区別することなく支え合う会とする。
5. 里親支援機関として、当事者団体の利点を活かした支援を行う会とする。

○実施事業

1. 支え合い・共育事業
 2. 啓発・推進事業
 3. 交流事業
 4. 広報事業
 5. 研究事業
- ※一部を横浜市委託事業として実施

- 里親自身が里親に寄り添い支えるスキルを身につけるための【傾聴研修】を年間シリーズで実施し、「みんなで支え合う場」として地域ごとの【こどもみらいサロン】を開催。
- 会専属の臨床心理士を登用し、サロンに毎回参加して個別に養育相談に応じる取組の実施。
- 子どもと共に育つことを目指し、里親に対する研修時には子どもプログラム（ミニ遠足や施設見学等）を実施し、会の活動に子どもたちの参加を促す。これにより、「ちょっと大変そうだな」という子どもや里親の様子に気づき、里親相互でレスパイトなど具体的な支援につなげることができる。また、子どもたちにとっても大切な居場所ができる。
- 法定研修ではカバーできない里親の状況に応じた「課題別研修」を実施。未委託里親や養子縁組、子どもの年代別等、それぞれのニーズに応えつつ、里親が参加してよかったと実感できる場を作るとともにスキルアップを図っている。
- 当事者目線の調査研究事業を行い、里親や子どもたちのニーズをより具体的に把握し、今後必要な支援の提言につなげるなど、幅広く事業に取り組むとともに、里親会の活動の方向性を議論し、2015年には「こどもみらい横浜中長期ビジョン」を策定。

まとめ

里親支援機関を里親当事者が担うという強みを活かし、里親が孤立することなく「みんなで子育て」をするための居場所づくりと、里親が「今、求める支援」を柔軟に提供できる仕組みを作り、里親委託を促進。

里親支援機関の取組事例

滋賀県：乳児院・児童養護施設を持つ里親支援機関「小鳩会」の取組み

里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、里子の心理的ケアを行い、里親や子どもの集まる機会を提供する支援を行う

小鳩会では里親委託等推進員の他に、里親委託児童心理的ケア指導員を配置し、被虐待児を養育する里親へ助言するとともに、里親里子の関係性把握、里子の心理状態把握と心理的ケアを行っている。里親支援の重要な役割はコーディネートであるとして、里親には「ピア・カウンセリング」等を実施、思春期の女兒には集団療法を取り入れた支援を実施している。また、「施設入所児童ホームステイ事業」をコーディネートし、子どもの家庭体験の機会とするとともに、新規里親の開拓にも効果を上げている。

東京都：「二葉乳児院」の取組み

児童相談所に里親委託等推進員を派遣し、密接な連携を行うとともに、外部スーパーバイザーによる指導を受けて里親支援を行う

東京都では児童相談センター（中央児童相談所）にて、平成20年度に里親支援機関事業のモデル事業を二葉乳児院に委託して開始した。平成24年度からは都内11の児童相談所全域で、3つの民間団体に里親支援機関事業を委託している。二葉乳児院は4か所の児童相談所で委託を受けている。4名の里親委託等推進員は傾聴やともに考えるという姿勢に加え、里親からの相談内容に応じて、他の社会的資源と繋げるソーシャルワークを行っている。また、月1回のグループ・スーパービジョンにおいて、実践の振り返りと課題の整理をするとともに、お互いの専門性から学び、次への取り組みに視点を向けることに役立てている。また、里親の集まりのコーディネートや家庭訪問、養子縁組里親に着目した事業など、幅広く事業に取り組んでいる。

和歌山県：乳児院内にある里親支援機関「なでしこ」の取組み

里親への研修や施設の子どもの家庭体験の機会を作るなどの支援を行う

和歌山乳児院内に開設された「なでしこ」は平成24年から和歌山県の里親支援機関事業を受託するとともに、和歌山県里親会の事務局も引き受けている。乳児院の院長は養育里親、里親委託等推進員（なでしこでの職名は里親支援員）は専門里親という里親制度への理解のもとで、里親に施設職員とともに受ける研修を年間10回企画開催し、施設職員と里親の交流の場及び社会的養護の子どもたちの養育の技術向上を図る場を提供している。

また、施設の子どもたちに家庭体験の機会を提供する「なでしこセカンドファミリー」を平成25年から開始し、子どもたちと地域の一般家庭と繋ぐ試みを行っている。

里親支援専門相談員の取組事例

大分県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が定期連絡会により一貫した支援

児童相談所職員と里親支援専門相談員が週に1回定期連絡会を持ち、情報共有、家庭訪問の計画調整、ケース報告などを行っている。定期連絡会は相談援助の方向性を確認し、支援の方法について意見交換することで、児童相談所の里親担当職員と相談員が一貫した支援を行うことができるとともに、里親支援専門相談員の研修的な役割も担っている。

今年度は、定期連絡会で、里親更新研修で行うロールプレイ「関わり方の悪い例、好ましい例」を検討し、研修では里親支援専門相談員が里親役、子ども役を演じる取り組みを行っている。

神奈川県での取り組み

施設による里親支援をベースに、里親支援に関わる検討会で役割分担を行うとともに、里親支援専門相談員の研修等の実施

神奈川県では昭和43年から児童養護施設による里親の養育支援を開始し、施設と里親の交流が図られている。このような中里親支援専門相談員制度ができたので、里親支援専門相談員配置の作業はスムーズに行われた。

旧来から里親支援を行う施設と児童相談所との連絡会議をベースに、県の担当課が里親支援専門相談員を含めた里親支援に関する検討会を立ち上げ、その活動内容やそれぞれの機関の役割分担等を検討。県担当課が企画し、里親支援専門相談員や里親相談員（ベテラン里親による当事者支援）、里親支援を行う施設向けの研修会を開催するなど、活動促進を図っている。

千葉県での取り組み

支援体制の構築を目指した里親支援検討会を立ち上げ、共通理解をつくるとともに、里親応援ミーティングを実施

千葉県では平成24年度に児童家庭支援センターと児童相談所の連絡会を「里親支援検討会」と位置づけ4回実施し（4か所の里親支援専門相談員が参加）、「（仮称）千葉県里親支援マニュアル～里親子関係不調による措置変更ゼロを目指す～」の案をまとめた。また、中央児童相談所では「不調による措置変更ゼロ」を目指し、子どもを委託する前後1か月間に、里親支援専門相談員も含めた里親の地域の関係者を集めて話し合う「里親応援ミーティング」を開いている。

山梨県の取り組み

児童相談所と里親支援専門相談員が情報共有して里親支援を行う

児童相談所が里親支援専門相談員に対して、専用のファイルを用意し、里親支援に必要な情報を提供している。里親支援専門相談員は、家庭訪問等の前に必ず情報を確認。また、里親にも委託された子どもについての里親用のファイルが用意されている。県内2名の里親支援専門相談員は里親から求められて、自立支援計画等にある専門用語を説明するなど、ファイル中の情報の理解を援助する。児童相談所、里親、里親支援専門相談員間で情報の共有を図り、スムーズに連携を図れる仕組みにしている。

ファミリーホーム事例集について

【取りまとめの経緯】

ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ（座長：青山学院女子短期大学教授 横堀昌子）
子どもの最善の利益のため、良質なファミリーホームを設置していくため、個人・法人によるファミリーホームの設置事例、ファミリーホーム実態調査、設置を進めるための留意事項等を取りまとめた。

【ファミリーホームのおかれている状況】

- ファミリーホームが制度として事業化されたのは、平成21年度からであるが、平成25年10月時点で200か所を超え、その運営や養育者及び補助者の資質、人数など、ファミリーホーム間で差が生じている。
- 児童養護施設によるファミリーホームの開設或いは支援や、NPO等法人や施設職員経験者によるファミリーホームの開設が増加傾向にあるため、里親から大きくなったファミリーホームだけではない、様々な形態によるファミリーホームが増えることが予想される。
- ファミリーホームが家庭養護としての役割を果たすために、ファミリーホーム関係者は様々な取り組み・議論等を行っている。

【ファミリーホーム事例集等の取りまとめ内容】

- ファミリーホームの課題についてワーキンググループで議論し、以下のような内容を取りまとめた。
 - ① ファミリーホームの開設手続きについて、養育者の条件、地域住民の理解、申請書類等に関する内容を、具体的に明示したこと。
 - ② ファミリーホームの養育の質の確保を前提として設置を進めるべきとの方向性に基づき、養育における留意事項等について具体的に明示したこと。
 - ③ ファミリーホームそのものの課題だけではなく、それを取り巻く施設や関係機関との連携支援における課題があるため、現時点で取り組むことのできる課題を明記し、その解決については、今後の取り組みの中で検討することとしたこと。
 - ④ 今後は、ファミリーホームの設置について、児童相談所など自治体関係者及びファミリーホーム関係、施設関係者が「チーム社会的養護」となって連携を深めながら、子どもの最善の利益のために、あるべきファミリーホームとは何かを検討しながら設置を進める際の参考となるものとする。

ファミリーホームについての主な考え方

ファミリーホームについて：ファミリーホームは家庭養護の一類型で里親を大きくしたもの。施設を小さくしたものではない。養育者は夫婦が原則。地域で一家庭として機能する。

子どもの人数について：ファミリーホームは、里親に比べ家族の人数が多いのが特徴であるが、これは、子ども同士が家族関係の良いモデルとして、ともに成長していくことができることが利点である。子どもの人数が多いので、養育者の力量が問われる。

里親とファミリーホームについて：実親の中には里親に委託することに対して親と対比されることを意識するため、委託の同意に抵抗がある場合があるが、ファミリーホームは比較的その意識が薄まることから委託に同意しやすい場合がある。

措置費等について：里親が大きくなったものだが、里親と異なり、都道府県市から措置費の監査を受けるので、事務処理能力が求められる。法人設置の場合、法人と養育者との雇用関係が発生するので、人事関係の事務が必要。



ファミリーホームと関係施設・機関との連携支援

：ファミリーホームの養育者を孤立させないよう地域に開かれた仕組みが必要。

地域の関係施設・機関との連携支援によりファミリーホームの養育者の質の向上にも寄与。



児童養護
施設

児童養護施設がファミリーホームを開設するには事例が少なく、今後の実践を踏まえ引き続き検討。施設職員退職者がファミリーホームを設置した際、以前勤務していた児童養護施設と連携した事例があることから、そのような支援を推進。

乳児院

乳児院は里親委託の経験があることから、養育の連続性・多様性の観点からファミリーホームへの委託支援についても推進。

児童相談所

児童相談所は措置権を有していることから、ファミリーホームの状況をよく踏まえながら、児童を委託。また、各種相談を受けながらファミリーホームを支援。

里親

ファミリーホームは里親を大きくしたものであることから相互に支援。

里親支援機関

ファミリーホームが地域に開かれ、安定的に運営できるよう支援。

5. 施設における養育単位の小規模化の推進

(1) 児童養護施設の形態の現状

平成24年3月現在の児童養護施設の5割が大舎制。平成20年3月は児童養護施設の7割が大舎制だったので、小規模化が進んでいる。引き続き、家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=561) (平成24年3月)	施設数	283	153	231	323	143	34
	%	50.4	27.3	41.2	57.6	25.5	6.1
保有施設数 (N=489) (平成20年3月)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	69 (11.4%)
～ 40	113 (18.7%)
～ 50	143 (23.7%)
～ 60	106 (17.6%)
～ 70	57 (9.5%)
～ 80	49 (8.1%)
～ 90	23 (3.8%)
～ 100	13 (2.2%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	3 (0.5%)
～ 150	5 (0.8%)
151～	2 (0.3%)
総 数	603 (100%)

※ 社会的養護の施設整備状況調査、調査回答施設数561（平成24年3月1日現在）、調査回答施設数489（平成20年3月1日現在）

※ 「大舎」：1養育単位当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下、「小規模グループケア」：6名程度

(2) 児童養護施設の形態例

大 舎 制 の 例

相談室		児童居室 (4 人部屋)
ホール 兼食堂		児童居室 (4 人部屋)
		児童居室 (4 人部屋)
		児童居室 (4 人部屋)
		児童居室 (4 人部屋)
男子トイレ		児童居室 (4 人部屋)
洗面所		児童居室 (4 人部屋)
女子トイレ		
洗濯場		児童居室 (個室)
脱衣場		児童居室 (個室)
浴 室		児童居室 (個室)
		児童居室 (個室)
宿直室	児童居室 (個室)	

- ・ 児童数20名以上
- ・ 原則相部屋、高年齢児は個室の場合もある。
- ・ 厨房で一括調理して、大食堂へ集合して食べる。

小規模グループケアの例

児童居室 (2人部屋)		児童居室 (個室)	児童居室 (個室)
児童居室 (個室)	リビ ン グ 兼 食 堂		
児童居室 (個室)			
洗濯機			
洗面所			
風呂	キッチン		
	トイレ		職員 宿直室

- ・ 児童数6～8名
- ・ 原則個室、低年齢児は2人部屋など
- ・ 炊事は個々のユニットのキッチンで職員が行い、児童も参加できる。

(3) 児童養護施設の小規模化の意義と課題

(平成24年11月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋)

小規模化の意義・・・「家庭的養護と個別化」を行い、「あたりまえの生活」を保障

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 子どもの生活に目が届きやすく、個別の状況にあわせた対応をとりやすい。
- 生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい。
- 調理を通じ、食を通じたかかわりが豊かに持てる。
- 近所とのコミュニケーションのとりかたを自然に学べる。
- 集団生活によるストレスが少なく、子どもの生活が落ち着きやすい。
- 日課や規則など管理的になりやすい大舎制と異なり、柔軟にできる。
- 安心感のある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育める。
- 家庭や我が家のイメージを持ち、将来家庭を持ったときのイメージができる。
- 少人数のため行動しやすい。
- 地域の中にグループホームを分散配置することにより、地域での社会的養護の理解が深まる。

(4) 小規模化を推進する上での課題と取り組み

小規模化を進める上での課題

- 職員が1人で多様な役割をこなすため、職員の力量が問われる。新人の育成が難しい。
- ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかわりになる危険性がある。
- 人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い。
- 小規模化の当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える。
- 大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が多い。
- 家庭的養護のため、職員に調理や家事の力が求められる。
- 従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち。



小規模化を推進する取り組み例

- 職員が課題を1人で抱え込まない組織運営を行う。職員が対応に困ったときに、定期的に相談できる場、すぐに相談できる人を決め、職員の不安を防ぐ。コミュニケーション不足による孤立、不安を防ぐ。
- 小規模グループケアやグループホームごとに、担当職員の勤務時間を調整して全員が集まれる時間を作り、週1回以上のホーム担当職員会議を行う。
- 1施設全体の職員会議を、月に1～2回行い、グループホームを含め、できる限り多くの職員が参加できるようにする。
- スーパービジョンのシステムを確立し、職員の交流と研修を十分行う。職員同士が議論して取組を作り上げていくことを支援し、職員のモチベーションを高めるスーパーバイズを行う。
- 施設長や基幹的職員も、時々グループホームに泊まったり、食事を一緒にとる機会を設ける。心理職、栄養士などもホームに積極的に入るなど、施設全体でホームをサポートする体制をつくる。
- 非常勤職員の配置を利用して、宿直支援や家事支援を行う。
- 施設全体でフリーの応援職員を確保し、職員の病気、休暇、研修等や、緊急時の対応や、新人のサポートができる体制を整備する。

※ 施設の小規模化の事例を、

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf に掲載。

(平成25年3月「施設の小規模化等事例集」)

児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書

平成29年3月

全国の児童養護施設、乳児院に対してアンケート調査、小規模化に積極的に取り組む施設や自治体に対するヒアリング調査を実施。

小規模化の取組状況についての実態を把握し、小規模化に取り組んだ結果としての子どもの生活の変化、効果や課題を整理し、更なる小規模化の推進に向けて課題を分析、検討

（考察の要点）

○ 児童養護施設、乳児院の小規模化の効果

- ・ 個別の職員との関わりが増え、関係性が構築されることで、子どもの愛着形成や感情表出などが促されること
- ・ 子どもの自由な時間、静かな時間や、プライバシーが守られるなど、個別の生活環境が確保されること
- ・ 料理や買い物などを含め、日常生活の全般において経験・体験を積む機会が増加すること

○ 現場の声（課題）

- ・ 小規模化により子ども同士、また子どもと職員の距離が密接になることで、課題の大きい子どもがユニットに入った際の影響が大きくなることもある
- ・ 子どもの行動に巻き込まれて適切な支援が行えなくなることがある
- ・ 小規模化の実施における人材育成・人材確保
- ・ 特に、乳児院で小規模化を進めるためには、健康面でのケアを特に求められること等の乳児院の特性から生じる課題に、職員配置や施設設備面で課題がある

○ 更なる小規模化の推進に向けて

- ・ 職員の孤立や職員による課題の抱え込みを防ぐシステムが重要（職員がお互いをフォローできる体制の構築、管理者や経験年数の長い職員によるスーパービジョンの実施等）
- ・ 地域の特性等に応じた方法での人材確保・人材育成に関する取り組みが重要

6. 自立支援の充実

(1) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育について

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行うことが必要

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実や、大学等進学支度費、就職支度費の大幅な増額が必要
 - 平成24年度から、
 - a. 就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円→26年度～：56,570円）、
 - b. 就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→24年度：268,510円→26年度～：276,190円）
 - 平成27年度予算で、
 - a. 児童養護施設入所児童等に対する学習支援（小学生に対する学習ボランティア・高校生に対する学習塾代等）を充実、
 - b. 自立援助ホーム入所者について、就職支度費の支弁対象に追加
 - 平成29年度予算で、自立援助ホーム入居者について、大学進学等自立生活支度費の支弁対象に追加

③措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知（児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数 H22：153人→H23：182人→H24：263人→H25：231人→H26：293人→H27：275人）
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備を推進（H22：73か所→H28：143か所）
- ・ 平成28年の児童福祉法改正において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加

④アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
 - 平成27年度予算でアフターケアの強化として、自立援助ホームに心理担当職員を配置
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に退所児童等アフターケア事業を編入し、相談・支援体制を拡充
- ・ 身元保証人確保対策事業の活用
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とした。
- ・ 奨学金の情報を施設団体に整理し、各施設へ提供
 - 平成29年度予算で創設した社会的養護自立支援事業に身元保証人確保対策事業を編入し、保証対象に大学等進学時の身元保証を加えるとともに、申込期間を2年に延長した。
- ・ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の活用
 - 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、5年間の就業継続により返還免除となる家賃相当額の貸付及び生活費の貸付並びに児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、2年間の就業継続により返還免除となる就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行うこととした。
- ・ 社会的養護自立支援事業の活用
 - 大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や、里親に委託されている子ども、児童養護施設等に入所している子どもについても、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、平成29年度予算で社会的養護自立支援事業を創設。

(2) 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22：153人（9.6%）→H23：182人（11.8%）→H24：263人（16.2%）→H25：231人（13.4%）
→H26：293人（16.3%）→H27：275人（15.1%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

(3) 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成27年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他		
	高校等		専修学校等						
児童養護施設児	2, 333人	2, 239人	96. 0%	35人	1. 5%	35人	1. 5%	24人	1. 0%
(参考) 全中卒者	1, 169千人	1, 154千人	98. 7%	4千人	0. 3%	3千人	0. 3%	8千人	0. 7%

② 高等学校等卒業後の進路（平成27年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路）

		進 学				就 職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1, 818人	226人	12. 4%	211人	11. 6%	1, 280人	70. 4%	101人	5. 6%
うち在籍児	275人	64人	23. 3%	60人	21. 8%	115人	41. 8%	36人	13. 1%
うち退所児	1, 543人	162人	10. 5%	151人	9. 8%	1, 165人	75. 5%	65人	4. 2%
(参考) 全高卒者	1, 137千人	593千人	52. 2%	249千人	21. 9%	205千人	18. 0%	89千人	7. 8%

③ 措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
91人	115人	69人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成28年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

社会的養護自立支援事業等

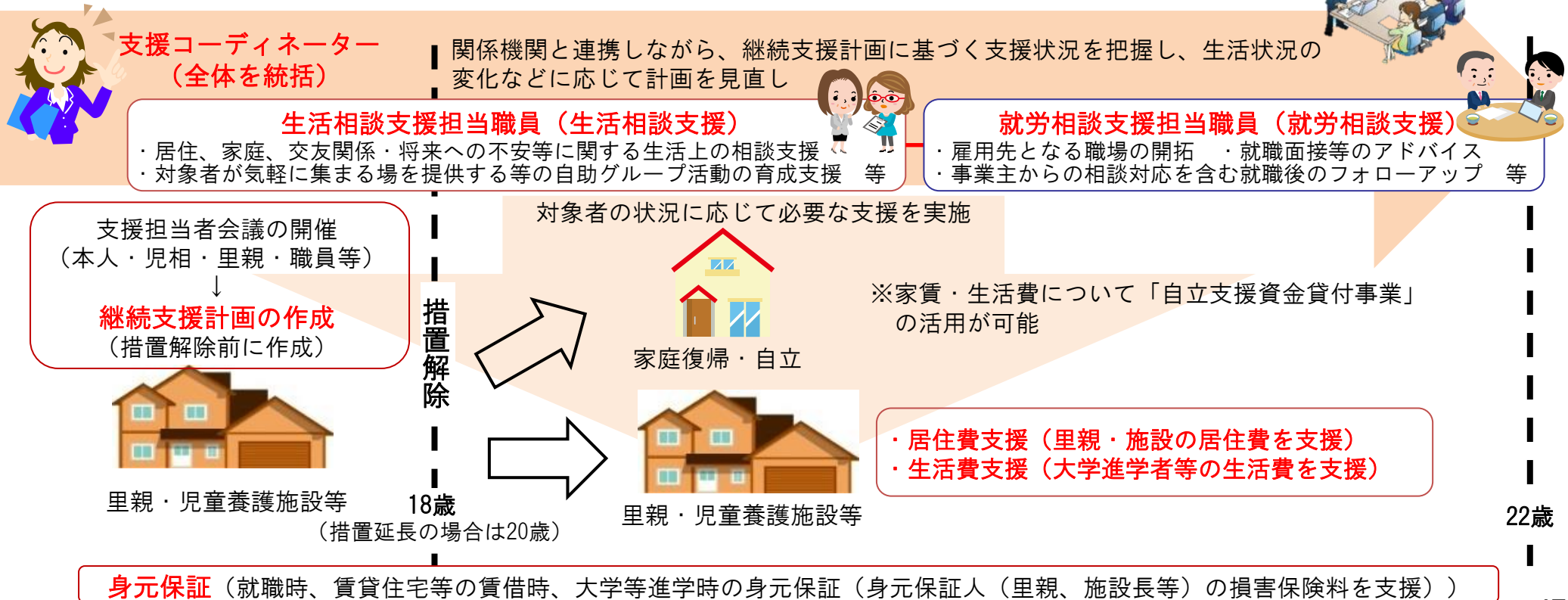
事業内容

①社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、生活相談や就労相談等を行う事業に要する費用を補助。

②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。



身元保証人確保対策事業について

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）：それぞれの所長

2. 補助単価（29年度） 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

③大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円、③大学等入学：200万円

3. 実施主体 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 運営主体 全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2） ※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、 国1/2、都道府県1/4、一般市及び福祉事務所設置町村1/4

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

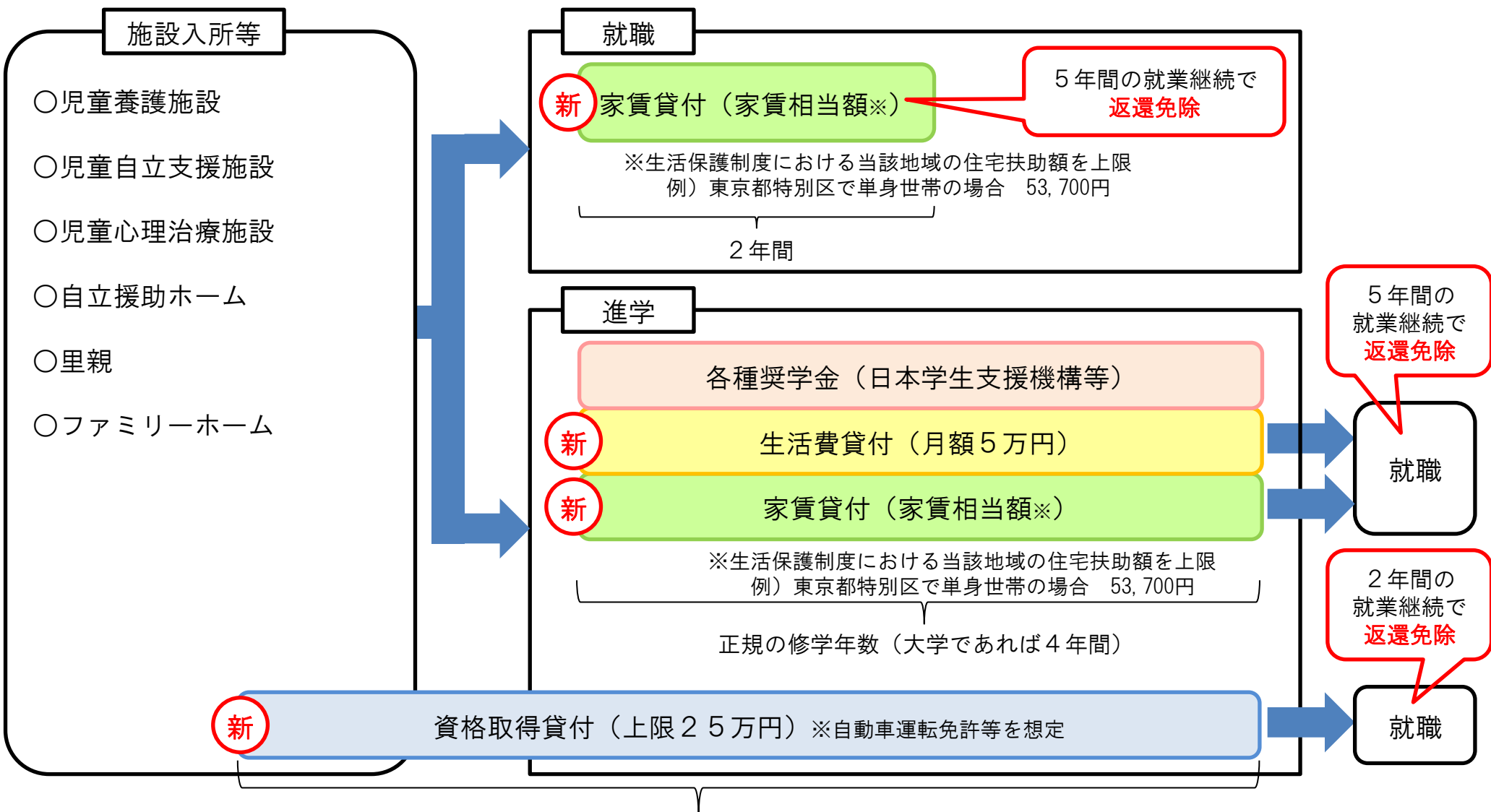
【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

7. 社会的養護の質の向上、親子関係再構築 支援の充実、権利擁護など

(1) 施設の運営の質の向上

施設の運営の質の差が大きいことから、

- ① 各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ② 施設が課題に気づき、運営の質の改善を図るため、全職員が参加して行う「自己評価」と、社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、それを掘り下げた手引書（ハンドブック）を平成24年度から25年度にかけて作成した。

施設種別毎の「施設運営指針」及び「里親等養育指針」の作成

- ・ 保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成。
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書」の作成

- ・ 従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により組みの質の差が大きい。
- ・ このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。

指針等を踏まえて策定した基準により、平成24年度から自己評価と第三者評価を義務化し、施設の運営の質を高めていく。

「自己評価」の義務づけ

- ・ 各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己評価を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・ すでに任意で実施されている社会福祉事業共通の福祉サービス第三者評価とは別に社会的養護関係施設第三者評価は、3年に1回以上の受審と結果の公表を義務づけ平成24年4月に始まった。→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定
→平成27年2月に評価基準を改定

施設運営ハンドブックの作成

- 1 平成24年3月に各施設種別で運営指針が策定された。この運営指針を基に参考事例等の共有化も含め、言語化、文書化を進め、社会的養護の施設の運営の質の向上を図るため、施設運営指針に基づき、それを掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを加え、わかりやすく説明する手引書（ハンドブック）を平成24年度から2年間かけて編集し、平成25年度末に作成を終え、厚生労働省ホームページ上に掲載。
- 2 各種別ごとの手引書編集委員会で編集し、「第三者評価等推進研究会」で監修。読者対象は、施設職員、社会的養護関係者、第三者評価機関調査者。
- 3 構成（施設種別ごと ◎は座長）
 - ・ 児童養護施設：◎平井誠敏 吉田隆三 丑久保恒行 太田一平 沓野一誠 横川聖 福田雅章 村瀬嘉代子
 - ・ 乳児院： ◎平田ルリ子 今田義夫 栗延雅彦 都留和光 増沢高
 - ・ 情緒障害児短期治療施設： ◎高田治 青木正博 滝川一廣 福永政治 辻亨 塩見守 下木猛史 平田美音
 - ・ 児童自立支援施設：◎相澤仁 田中康雄 豊岡敬 野田正人 吉川正美 西浪祥子 鈴木崇之
 - ・ 母子生活支援施設：◎菅田賢治 青戸和喜 大澤正男 芹沢出 森脇晋 山辺朗子 湯澤直美

児童養護施設運営ハンドブック

運営指針の解説書という形式をとっている。各論では、エピソードやコラム、写真を交えてわかりやすいものとし、一緒に考えていただく構成。

乳児院運営ハンドブック

全国乳児福祉協議会が作成している「新版乳児院養育指針」と連動させつつ、事例を紹介しつつ指針の各論の解説を進めている点が大きな特徴。リスクマネジメントにページを割くなど、現代的な課題にも触れている。

情緒障害児短期治療施設運営ハンドブック

今後、当該施設が増えることを見込んで、新施設向けに作成。運営指針に基づき、基本的で具体的な情報を集めている。

児童自立支援施設運営ハンドブック

全国児童自立支援施設協議会がこれまで出しているハンドブック等を参考にしつつ、運営指針にも基づきながら解説。

母子生活支援施設運営ハンドブック

運営指針の項目順に沿って解説という形で記述されている。第三者評価基準の「評価の着眼点」にも対応させ、施設関係者のみならず第三者評価機関や評価調査者にとっても役立つように配慮。

社会的養護関係施設についての第三者評価の仕組み

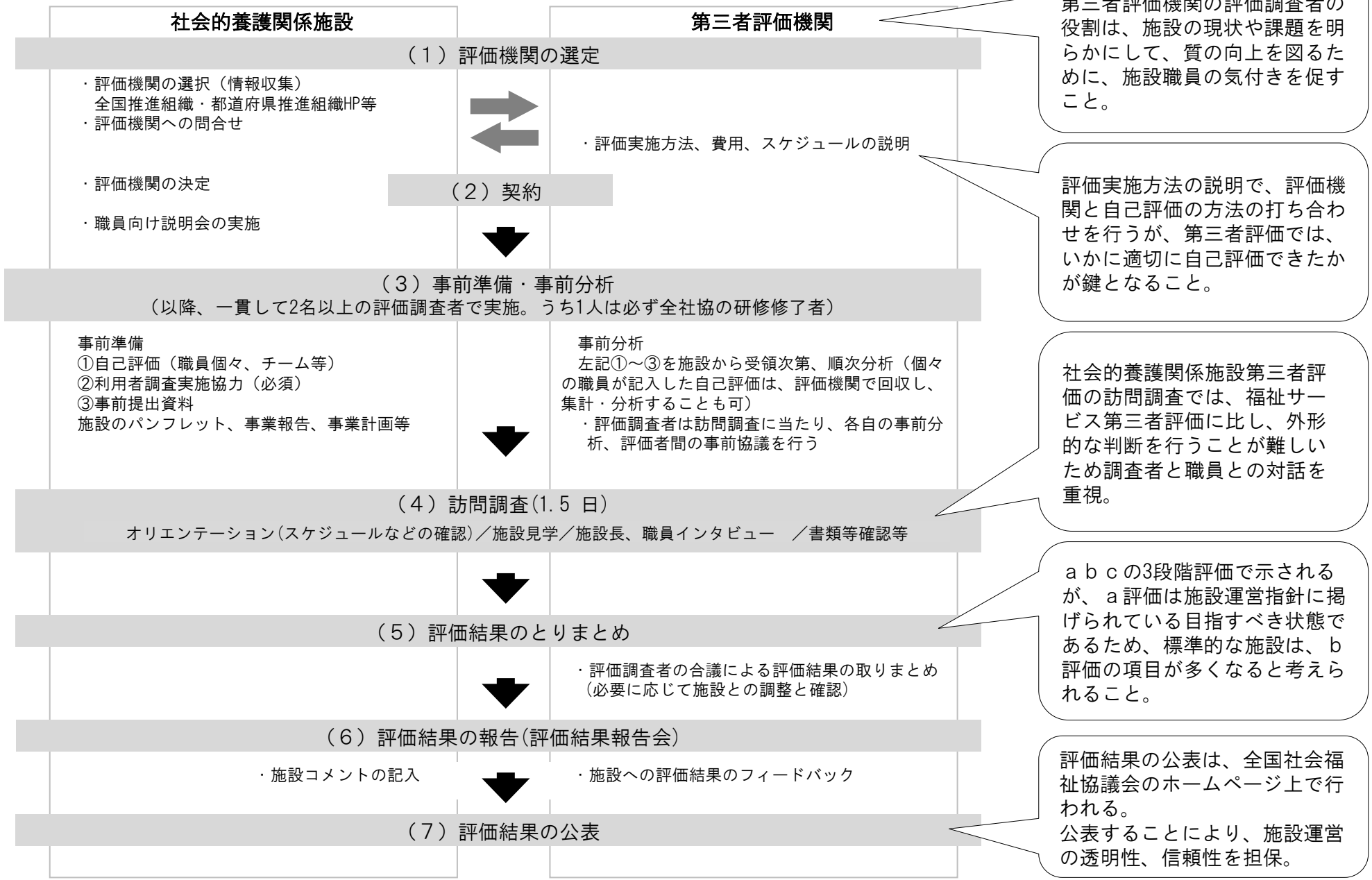
- 社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定もあるほか、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が必要であることから、第三者評価の実施を義務付けることとした。
- 受審の義務化に伴い、効果的な実施のため、また、施設の数が少ない中で評価機関が評価経験を蓄積して質の高い評価を行えるよう、原則として、全国共通の評価基準とし、社会的養護関係施設の評価についての評価機関の認証と評価調査者の研修を、全国推進組織である全国社会福祉協議会で広域的に行う仕組みとする。なお、都道府県推進組織で独自に評価基準を策定し、認証、研修を行うことも可能とする。

	社会福祉事業共通の第三者評価の仕組み (平成26年4月通知)	社会的養護関係施設についての第三者評価の特別の仕組み (平成27年2月通知)
受審	規定なし(受審は任意)	3か年度に1回以上受審しなければならない
評価基準	都道府県推進組織が策定した評価基準	全国共通の第三者評価基準。ただし、都道府県推進組織が独自に策定可能
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	全国推進組織が認証した評価機関(全国で有効) ただし、都道府県組織が認証した評価機関も可能
認証要件	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインに基づいて都道府県推進組織が策定した第三社評価機関認証要件に基づき認証を行う。	全国推進組織の認証の場合は、 ①社会福祉事業一般の評価のための都道府県認証を受けた評価機関については、 ・全国推進組織の行う社会的養護評価調査者研修を終了 ・更新時には、3か年度で10か所以上の実施実績と評価の質が要件 ②未認証の機関については、 ・①+第三者評価機関認証ガイドラインによる要件 都道府県推進組織の認証の場合は、 ・都道府県推進組織の行う社会的養護評価調査者研修 ・更新時には、一定以上の実績と評価の質が要件
研修	都道府県推進組織は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。	全国推進組織は、社会的養護の施設に係る評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。 ただし、都道府県推進組織の認証の場合は都道府県推進組織が研修を行う。
利用者調査	利用者調査を実施するよう努める。	利用者調査を実施する。
結果公表	公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しない。	全国推進組織が、評価機関から報告を受け、評価結果を公表する。 なお、都道府県推進組織でも重ねて公表可能
自己評価	規定なし(自己評価は任意)	毎年度、自己評価を行わなければならない。

※「全国推進組織」は、全国社会福祉協議会

社会的養護関係施設第三者評価の流れの例

(全国共通基準の場合)



社会的養護関係施設の自己評価の実施方法の例

施設の自己評価は、第三者評価を受審しない年の自己評価と、受審する年の自己評価の二つに分けることができます。そのうち、第三者評価を受審しない年の自己評価の方法は施設が決めます。第三者評価を受審する年の自己評価の方法は、施設と評価機関で契約時に協議して決めます。どちらの自己評価の方法も**施設の職員全体で、施設運営を振り返ることが基本**となります。

		自己評価の手順（職員分担等）			第三者評価受審の年における自己評価結果の第三者評価機関への提出内容
		職員レベル ※職員が自分でできているかではなく、施設全体の評価を行う。	チームレベル（ケア単位、職種別等） ※施設全体の評価を行う。	施設全体レベル（職場全体又は施設長自身）	
段階を経て実施	タイプ1 全職員参加型 職員個人、チーム、施設全体の3段階の順をふんで評価結果を取りまとめる場合	●職員個人が実施 ●全項目の自己評価案を作成	●各チームで、職員個人が作成した案をもとに合議し、チームの自己評価案を作成	●各チームで作成した案をもとに合議し、自己評価を完成（作成した自己評価を全職員に合議の過程も含めて周知。自己評価結果を分析し、施設運営の質を向上。）	施設として取りまとめた自己評価結果を提出 施設全体版
	タイプ2 チーム型（項目分担） チーム（評価項目を分担）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、分担した評価項目の自己評価案を作成		
	タイプ3 チーム型（全項目） チーム（全評価項目）及び職場全体の2段階で取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（チームでの合議に向けて、各自読み込み）	●各チームで合議し、全評価項目について自己評価案を作成		
各自実施	タイプ4 施設長、チームそれぞれが自己評価を取りまとめる場合	各職員レベルでの自己評価作成は簡略化（各自で読み込み）	●各チームで合議し、自己評価（チーム版）を完成	●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 チーム版×チーム数
	タイプ5 施設長、全職員それぞれが自己評価をとりまとめる場合	●職員個人が全項目（あるいは一部）の自己評価（職員版）を完成		●施設長自身が全項目の自己評価（施設長版）を完成	施設長版 実施数分を提出 職員版×職員数

第三者評価を行う年の自己評価（評価機関との打ち合わせで決定）

自己評価のみの年（施設で選択）

社会的養護関係施設の第三者評価基準見直し

○大前提

- ・ 社会的養護関係施設の第三者評価は、通知により、概ね3年ごとの見直しを行うこととなっている。
- ・ 平成26年4月に福祉サービス全体の共通評価基準が53項目から45項目へ改定したことも受け、社会的養護関係施設の第三者評価共通評価基準の解説版の作成及び内容評価基準の見直しを行うこととなった。

○見直しの方法

- ・ 平成26年6月、5施設及び評価機関代表者で構成される第三者評価等推進研究会において、見直しのルールを決め、7月に施設種別毎にワーキンググループを立ち上げ、それぞれで共通評価基準解説版及び内容評価基準改定版の検討を行った。
- ・ 施設種別毎に4回のワーキンググループを開催し、見直された共通評価基準解説版と内容評価基準改定版は、11月、第三者評価等推進研究会において、擦り合わせが行われ、全国推進組織（全国社会福祉協議会）に設置される「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、承認され、平成27年2月、通知として発出されることとなった。

○見直しの内容

- ・ 社会的養護関係施設の第三者評価基準は、運営指針の項目の並び順に合わせ、共通評価基準と内容評価基準を一体となるように溶け込ませていたが、平成26年4月の改正通知により福祉サービス全体の第三者評価の推進を図るため、共通評価基準（介護や障害、保育施設等と共通であり、自由に策定できない基準）と内容評価基準（共通評価基準の付加基準で、各施設種毎に策定できる基準）に分けることとした。
- ・ 共通評価基準は、社会的養護関係施設での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、福祉サービスの共通評価基準を、言葉の置き換え、内容の加筆・削除等を行い、社会的養護関係施設の共通評価基準解説版を作成した。
- ・ 共通評価基準では、評価項目の整理・統合が行われ、着眼点の配置を変え、解説事項についても、目的、趣旨・解説、評価の留意点を明確に区分し、評価項目の理解が図られるように内容の拡充が行われているが、これを受けて、社会的養護関係施設の内容評価基準も同様の整理や修正を行った。
- ・ 内容評価基準の改定では、評価機関や各種別施設から第三者評価や自己評価を実施する際に、
 - ①評価項目や着眼点の数が多い。重複している評価項目や着眼点については一つにまとめる必要がある。
 - ②意味を理解しやすい文章となるように表現などを修正する必要がある。
 - ③全施設種別で共通的に取り組むべき事項については共通化する必要がある。等の事前調査で上がっていた意見を反映し、評価基準の整理を行った。

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 平成23年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める。
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ。
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進。
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

(3) 親子関係再構築支援の充実

① 親子関係の再構築支援の課題

- 施設はかつての親がない子どもの養育から、虐待があり、児童相談所が介入により親子分離した子どもが増えている。
- 児童相談所は、親子分離した子どもを再び親の養護下で生活できるようにするため、親に対して子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を施設と協力して行っている。しかし、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 児童相談所の介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。親は虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さもある。不適切な養育を受けた子どもは、保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘もある。
- したがって、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子分離に至らない段階での親支援のために、施設においても親子関係の再構築支援が重要となる。

② 親子関係の再構築支援の充実

- 施設長及び里親等は、入所・委託児童やその保護者に対し、関係機関と連携しつつ、親子の再統合等のための支援を行わなければならない。
- 施設は子どもが生活している場所であり、家庭支援専門相談員により、家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導する様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われているので、取り入れる。
- 子どもの生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、子どもに対する支援も必要である。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

③ 親子関係の再構築支援について

- 親子関係再構築支援の取組事例を収集した事例集の作成（平成24年度）
親子関係再構築支援のガイドラインの作成（平成25年度）
親子関係再構築支援実践ガイドブックの作成（平成28年度）

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集

平成25年3月

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・児童家庭支援センター・児童相談所関係者により、各施設の事例を収集し、まとめている。

構成：

1. 全体的な構成

巻頭に「施設における親子関係再構築支援について」「親子関係再構築支援における施設と児童相談所の連携について」を掲載し、その後に施設ごとの事例を掲載している。施設ごとの最初のページに、その施設の支援の特徴を掲載している。

2. 各事例の構成

全部で26事例が収集されている。（児童養護施設9事例・乳児院6事例・児童心理治療施設3事例・児童自立支援施設2事例・母子生活支援施設3事例・児童家庭支援センター3事例）

各事例は【事例の概要】【課題】【方針】【取組】【取組のポイント】【まとめ】で構成しており、最後に事例を読んだ委員からの感想や質問を【コメント】として示し、それに対する回答などを事例の執筆者が【リコメント】として記している。

活用：

現状の施設による親子関係再構築支援の事例が収集されており、すべてにおいて望ましい事例が集められているわけではないが、事例の中から施設が子どもの最善の利益を考えて行った工夫や、今後の施設における親子関係再構築支援のヒントを見つけていただきたい。

第1章 親子関係再構築支援の定義

第2章 児童虐待の現状

第3章 児童相談所の対応の概要

第4章 施設による親子関係再構築支援

第1節 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における親子関係再構築支援

1. 入所前から入所時までの支援
2. 入所中の支援
3. 退所前の支援
4. 退所時から退所後の支援

第2節 乳児院における親子関係再構築支援

第3節 母子生活支援施設における親子関係再構築支援

第4節 児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援

第5章 支援体制

1. 家庭支援専門相談員
2. 心理療法担当職員

児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設における親子関係再構築支援について、調査等で把握した具体的な取組事例等も示しながら、社会的養護関係施設が行う親子関係再構築支援の考え方、留意点や工夫を取りまとめた冊子

第1章 親子関係再構築支援の理念の共有化

1. 親子関係再構築支援とは
2. 親子関係再構築支援の子どもにとっての意義
3. 社会的養護関係施設としての役割

第2章 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援のシステムづくり

1. 親子関係再構築支援のシステム
2. 支援体制
3. 支援システムの工夫と人材育成
4. 今後の課題

第3章 親子関係再構築支援の実際

1. ケースの見立て
2. 入所時の目標づくりと共有
3. 子どもへの働きかけ
4. 親・親族への働きかけ
5. 親子関係への働きかけ
6. 家庭復帰とアフターケア

第4章 関係機関との協働体制づくり

1. 関係機関による協働の意義
2. 児童相談所との協働体制づくり
3. 地域の関係機関との協働体制づくり
4. 施設内でのマネジメント

(4) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成26年度の届出・通告受理件数は220件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は62件）
※平成25年度の届出・通告受理件数は288件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は87件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」（第1版）を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（平成 2 2 年度～ 2 6 年度）

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（%）

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	（匿名を含む） 不明	合計
2 2 年度	46 [24. 8]	26 [14. 0]	25 [13. 4]	48 [25. 9]	3 [1. 6]	6 [3. 2]	0 [0. 0]	3 [1. 6]	9 [4. 8]	3 [1. 6]	13 [7. 0]	4 [2. 1]	186 [100. 0]
2 3 年度	64 [31. 5]	13 [6. 4]	25 [12. 3]	51 [25. 1]	1 [0. 5]	5 [2. 5]	3 [1. 5]	3 [1. 5]	15 [7. 4]	1 [0. 5]	16 [7. 9]	6 [3. 0]	203 [100. 0]
2 4 年度	81 [36. 7]	4 [1. 8]	22 [10. 0]	75 [33. 9]	4 [1. 8]	1 [0. 5]	1 [0. 5]	1 [0. 5]	6 [2. 7]	1 [0. 5]	16 [7. 2]	9 [4. 1]	221 [100. 0]
2 5 年度	96 [32. 3]	12 [4. 0]	27 [9. 1]	104 [35. 0]	3 [1. 0]	6 [2. 0]	2 [0. 7]	1 [0. 3]	6 [2. 0]	4 [1. 3]	21 [7. 1]	15 [5. 1]	297 [100. 0]
2 6 年度	44 [19. 4]	9 [4. 0]	18 [7. 9]	93 [41. 0]	13 [5. 7]	4 [1. 8]	0 [0. 0]	3 [1. 3]	9 [4. 0]	3 [1. 3]	23 [10. 1]	8 [3. 5]	227 [100. 0]

※ 1 件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。
※届出・通告受理件数総数 2 2 年度：1 7 6 件 2 3 年度：1 9 3 件 2 4 年度：2 1 4 件 2 5 年度：2 8 8 件 2 6 年度：2 2 0 件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例			小 計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合 計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかつた	虐待の事実 の判断に至 らなかつた				
2 2 年度	39 [22. 2]	113 [64. 2]	13 [7. 4]	165 [93. 8]	11 [6. 3]	0 [0. 0]	176 [100. 0]
2 3 年度	46(1) [22. 3]	136(11) [66. 0]	24(1) [11. 7]	206(13) [100. 0]	0 [0. 0]	0 [0. 0]	206 [100. 0]
2 4 年度	71 [32. 1]	124(4) [56. 1]	24(3) [10. 9]	219 [99. 1]	1 [0. 5]	1 [0. 5]	221(7) [100. 0]
2 5 年度	87(6) [29. 0]	185(5) [61. 7]	21 [7. 0]	293(11) [97. 7]	3 [1. 0]	4(1) [1. 3]	300(12) [100. 0]
2 6 年度	62(2) [27. 4]	139(2) [61. 5]	25(2) [11. 1]	226(6) [100. 0]	0 [0. 0]	0 [0. 0]	226(6) [100. 0]

※（ ）は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリ－ 里親・ ホーム	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 一時保護所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立 支援施設				
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [13.0]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html

（参考）社会的養護関係施設
数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
22年度	125	580
23年度	129	585
24年度	130	589
25年度	131	595
26年度	133	601
27年度	134	602

	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設
22年度	37	58
23年度	37	58
24年度	38	58
25年度	38	58
26年度	38	58
27年度	43	58

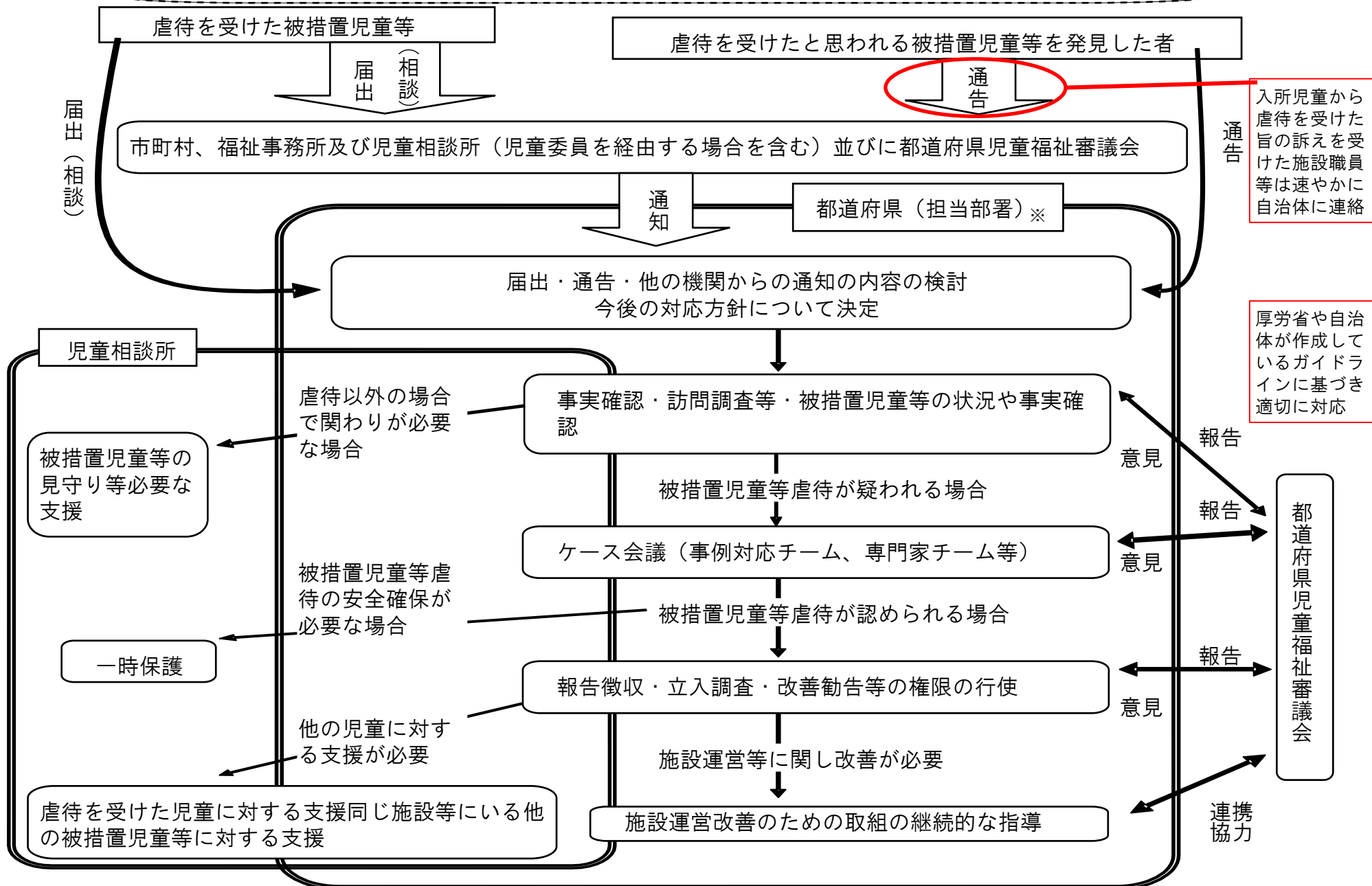
	委託里親	ファミリ－ ホーム
22年度	2,971	113
23年度	3,292	157
24年度	3,487	184
25年度	3,560	223
26年度	3,644	257
27年度	3,817	287

※1：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（委託里親、ファミリーホーム除く））

※2：福祉行政報告例（各年度末現在（委託里親、ファミリーホーム））

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ（イメージ）

虐待の予防及び早期発見のための取組の推進（自治体職員・施設職員・入所児童に対する啓発等）



*各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

8. 施設職員の処遇改善と配置改善

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善



職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善



処遇改善

- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
 - 月額5千円の引き上げ(④と合わせ1万円)
 - 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令
- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
 - 月3万5千円の引き上げ(④と合わせ4万円)
 - 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令
- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
 - (a)月額5千円、(b)1万5千円の引き上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
 - 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
 - (a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
 - (b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善



- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
 - 月額5千円の引き上げ

+2%等の処遇改善



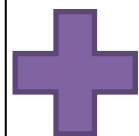
- ⑤ +3%→+5%等(±2%等)の処遇改善を実施する。

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

- 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容の評価した処遇改善を実施。

平成27年度

平均3%
相当の
処遇改善



2%*の
処遇改善

*里親手
当は定額
での改善



平成29年度【児童養護施設における処遇改善後のイメージ】

支援部門を統括する業務
内容の評価した処遇改善

職務分野別のリー
ダー的業務内容
の評価した処遇改善

施設長

基幹的職員

主任児童指導員・主任保育士

(月額5千円の処遇改善)
(☆と合わせて1万円)

ユニットリーダー

(月額3万5千円の処遇改善)
(☆と合わせて4万円)

小規模グループケアリーダー等

(月額1万5千円の処遇改善)
(☆と合わせて2万円)

家庭支援専門相談員
里親支援専門相談員 等

(月額5千円の処遇改善)
(☆と合わせて1万円)

児童指導員・保育士

☆夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

※ 施設長及び基幹的職員を除く

(月額5千円の処遇改善)

一定の研修を受講

児童養護施設等の配置基準及び配置改善について

- 施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善(5.5:1→4:1等)に必要な経費を計上したところ。

① 児童養護施設

人 員 配 置

基 本 部 分		加 算 部 分
・施設長 1人 ・家庭支援専門相談員 1人 ・個別対応職員 1人 ・小規模施設加算 1人(定員45人以下) ・栄養士 1人(定員41人以上) ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算) ・事務員 1人 ・管理宿直専門員(非常勤、1人) ・医師1人(嘱託)	+ 【児童指導員、保育士】 ・0・1歳児 1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1) ・2歳児 2:1 ・年少児(3歳～) 4:1(3.5:1、3:1) ・少年(就学～) 5.5:1(5:1、4.5:1、4:1) ※()内は加算にて対応。	+ ・里親支援専門相談員加算 1人 ・心理療法担当職員加算 1人 ・看護師加算 1人 ・職業指導員加算 1人 ・小規模グループケア加算 グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人) 等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度(施設の人員配置基準)	27年度～(「社会的養護の課題と将来像」の目標水準)
児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 6:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学生以上： 5. 5:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 小学生以上： 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当

② 乳 児 院

人員配置（乳幼児を10人以上入所させる乳児院）

基 本 部 分

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・定員20人以下加算 1人
- ・栄養士 1人
- ・調理員等 4人（定員30人以上10人ごとに1人を加算）
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）
- ・医師1人（嘱託）

+

【児童指導員、保育士、看護師】

- ・0・1歳児
1.6:1（1.5:1、1.4:1、1.3:1）
- ・2歳児
2:1
- ・年少児（3歳～）
4:1（3.5:1、3:1）

※（）内は加算にて対応。

+

加 算 部 分

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・定員35人以下指導員特別加算
（非常勤 1人）
- ・小規模グループケア加算
グループ数×（常勤1人＋宿直
管理等職員（非常勤）1人）

等

人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>4 : 1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3 : 1</u> 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： <u>3 : 1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1 : 1相当

③ 児童心理治療施設等の人員配置改善の推移

児童心理治療施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4. 5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

児童自立支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 <u>4. 5 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>10 : 1</u>	児童指導員・保育士 <u>3 : 1</u> 心理療法担当職員 <u>7 : 1</u>

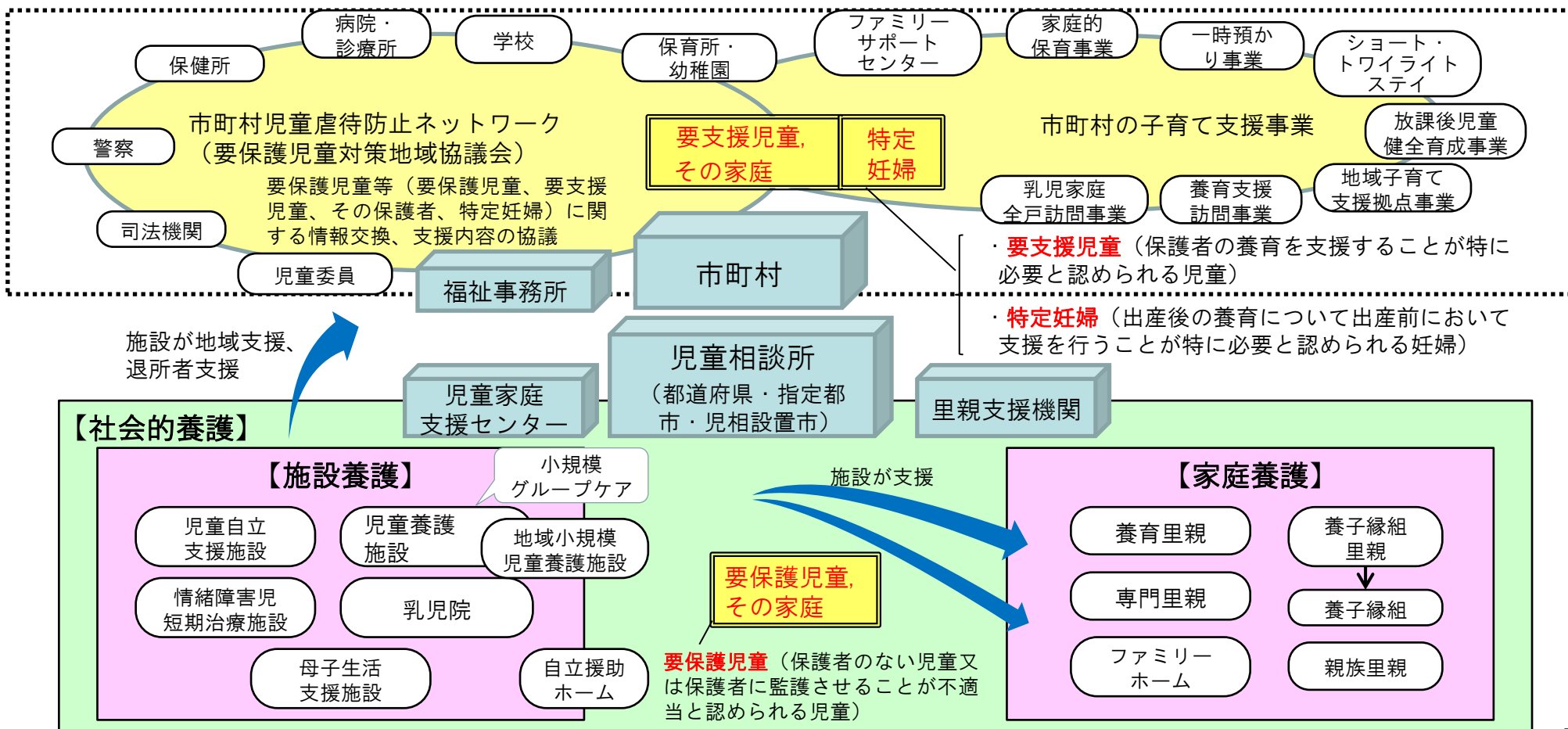
母子生活支援施設の人員配置改善の推移

～23年度	24年度～26年度（施設の人員配置基準）	27年度～（「社会的養護の課題と将来像」の目標水準）
母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u> 少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

9. 子ども・子育て支援新制度と社会的養護

子ども・子育て支援新制度と社会的養護

- 平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することになっている。
- 同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することになっている。
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進。



平成30年度における社会保障の充実について (厚生労働省・内閣府)

○ 平成30年度の「社会保障の充実」については、予算編成過程で検討する。

(考え方)

- ・ 消費税増収分のうち社会保障の充実に向ける額は前年度(1.35兆円程度)と同様である一方、社会保障の充実に充てることができる重点化・効率化の財政効果について、概算要求段階では正確な見積もりができないこと。
- ・ 既存施策の段階的实施などによる所要額の増加について、概算要求段階では正確な見積もりができないこと。

【参考】平成29年度における社会保障の充実

事 項		事 業 内 容	平成29年度予算額(公費ベース)
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	6,526億円
		社会的養護の充実	416億円
		育児休業中の経済的支援の強化	17億円
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	904億円 442億円
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724億円 1,196億円 429億円
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612億円
		国民健康保険への財政支援の拡充	3,564億円
		被用者保険の拠出金に対する支援	700億円
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248億円
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221億円
	難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089億円
年 金		年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256億円
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44億円

(注1) 重点化・効率化の財政効果については、平成30年度は、入院時の食事代の見直し等により、前年度よりも拡大する見込みである。

(注2) 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増(子ども・子育て支援については消費税率引上げ以外の財源の確保も含む)についても、予算編成過程で検討する。

(注3) 予算編成過程で検討するため、概算要求段階では、社会保障の充実等について、機械的に前年度同額を要求する。

平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議
『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』（抄）

1. 量的拡充 （別紙） 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

4. 質の改善（社会的養護関係）

○：項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
□：項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの
内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、
所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	○ 児童養護施設等の職員配置基準の改善（5. 5：1→4：1等）	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	19億円程度	
	□ 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施） ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置（平成27年度から5年かけて全施設で実施）	11億円程度	
	□ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加（41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1／3ずつにする） ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 （小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円）
	□ 民間児童養護施設の職員給与等の改善（保育所と同様の＋5％等） ※職員給与の改善 まずは＋3％→＋5％等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

10. 養子縁組制度等

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- 特別養子縁組は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子（養女）」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し家裁の決定により成立

実父母の同意が必要（ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない）

<要件>

養親：原則25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）

配偶者がある者（夫婦双方とも養親）

養子：原則、6歳に達していない者

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係が終了する

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男（長女）」等と記載

特別養子縁組の成立件数の推移等

特別養子縁組の成立件数

出典：司法統計年報

平成 2 2 年	平成 2 3 年	平成 2 4 年	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年
3 2 5	3 7 4	3 3 9	4 7 4	5 1 3	5 4 2	4 9 5

<参照条文>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）（特別養子縁組関係抜粋）

（特別養子縁組の成立）

第 8 1 7 条の 2 家庭裁判所は、次条から第 8 1 7 条の 7 までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

（養親の夫婦共同縁組）

第 8 1 7 条の 3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第 8 1 7 条の 4 2 5 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が 2 0 歳に達しているときは、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第 8 1 7 条の 5 第 8 1 7 条の 2 に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が 8 歳未満であって 6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

（父母の同意）

第 8 1 7 条の 6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第 8 1 7 条の 7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

（監護の状況）

第 8 1 7 条の 8 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を 6 箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。
2 前項の期間は、第 8 1 7 条の 2 に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

（実方との親族関係の終了）

第 8 1 7 条の 9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第 8 1 7 条の 3 第 2 項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。

民間事業者による養子縁組あっせん事業（現行の仕組み）

○ 民間事業者による養子縁組あっせん事業

民間事業者が行う養子縁組あっせん事業は、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。

※ 民間事業者による養子縁組成立数 平成25年度196人（18事業者の計）（家庭福祉課調べ）

※ 養子縁組の成立を理由に里親委託を解除された児童数 平成25年度296人（福祉行政報告例）

○ 営利目的でのあっせん禁止及び第2種社会福祉事業の届出

- ・ 営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、**児童福祉法**で禁止

※ 違反した場合、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

- ・ 業として実施する場合は、**社会福祉法**の第2種社会福祉事業に当たり、都道府県知事等に届出が必要

※ 都道府県知事等は、事業者に対する調査権限を持ち、必要な場合には事業の停止命令等を行うことができる、事業者がそれに従わない場合は罰則（6月以下の懲役、50万円以下の罰金）が科せられる。

○ 養子縁組あっせん事業に関する通知

■ 「養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

- ・ 事業の実施に当たり、交通、通信等に要する**実費又はそれ以下の額を徴収することは差し支えない。**

- ・ **児童の権利条約の規定を十分に尊重**するための遵守事項を規定

※ 自分の子を育てるための公的支援等の説明義務や連携の実施、実親の同意撤回の妨害禁止、国内監護の優先の原則等を規定

- ・ **事業の適正な運営を担保**するため、必要な体制や書類の作成・保管、養親希望者等への説明義務等を規定

※ 社会福祉士及び児童福祉司等の有資格者2名以上の配置、支援の内容・方法等を示した業務方法書の作成、記録の保管、養親希望者への説明等を規定。また、**営利目的が外形的に疑われるような事業運営（関連会社の設立など）を禁止。**

■ 「養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者から受け取る金品に係る指導等について」

（平成26年5月1日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

- ・ 「実費」の積算方法や「負担金」の徴収方法、「寄附金」の任意性の確保のための遵守事項等について規定
- ・ 金品の取扱いの透明性を確保するため、負担金の積算方法や額の日安等の公表、養親希望者等への説明等を規定

養子縁組あっせん事業者一覧（平成28年10月1日現在）

※第2種社会福祉事業の届出のあるもの

家庭福祉課調べ

	所管（所在） 都道府県市名	事業者名	運営主体	（所在地自治体） 事業開始年度
1	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	NPO法人	平成24年度
2	埼玉県	医療法人 きずな会	医療法人	平成元年度
3	埼玉県	命をつなぐゆりかご	一般社団法人	平成24年度
4	東京都	特定非営利活動法人 環の会	NPO法人	平成3年度
5	東京都	日本国際社会事業団	社会福祉法人	昭和27年度
6	東京都	末日聖徒イエス・キリスト教会	宗教法人	平成3年度
7	東京都	ベビーライフ	一般社団法人	平成21年度
8	東京都	ベアホープ	一般社団法人	平成26年度
9	東京都	アクロスジャパン	一般社団法人	平成27年度
10	東京都	フローレンス	NPO法人	平成28年度
11	滋賀県	神野レディースクリニック	医療法人社団	平成25年度
12	和歌山県	NPO養子縁組支援協会 STORK SUPPORT	NPO法人	平成27年度
13	山口県	田中病院	医療法人社団	平成25年度
14	仙台市	ジャパンアライヴアダプション	任意団体	平成20年度
15	横浜市	YIAA (Yokohama International Adoption Association)	個人	平成25年度
16	静岡市	愛の決心	個人	平成2年度
17	大阪市	家庭養護促進協会〔大阪事務所〕	公益社団法人	昭和36年度
18	大阪市	NPO法人全国おやこ福祉支援センター	NPO法人	平成26年度
19	神戸市	家庭養護促進協会〔神戸事務所〕	公益社団法人	昭和36年度
20	岡山市	岡山県ベビー救済協会	任意団体	平成4年度
21	広島市	河野 美代子	個人	平成27年度
22	熊本市	福田病院	医療法人社団	平成25年度
23	旭川市	医療法人社団弘和会 森産婦人科病院	医療法人	平成27年度

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
- ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること
「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、
（これまで）第二種社会福祉事業の届出



（新法） 許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）

四 児童の父母等の同意

〔 養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可） 〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 （厚生労働大臣が定める）指針

二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査

三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

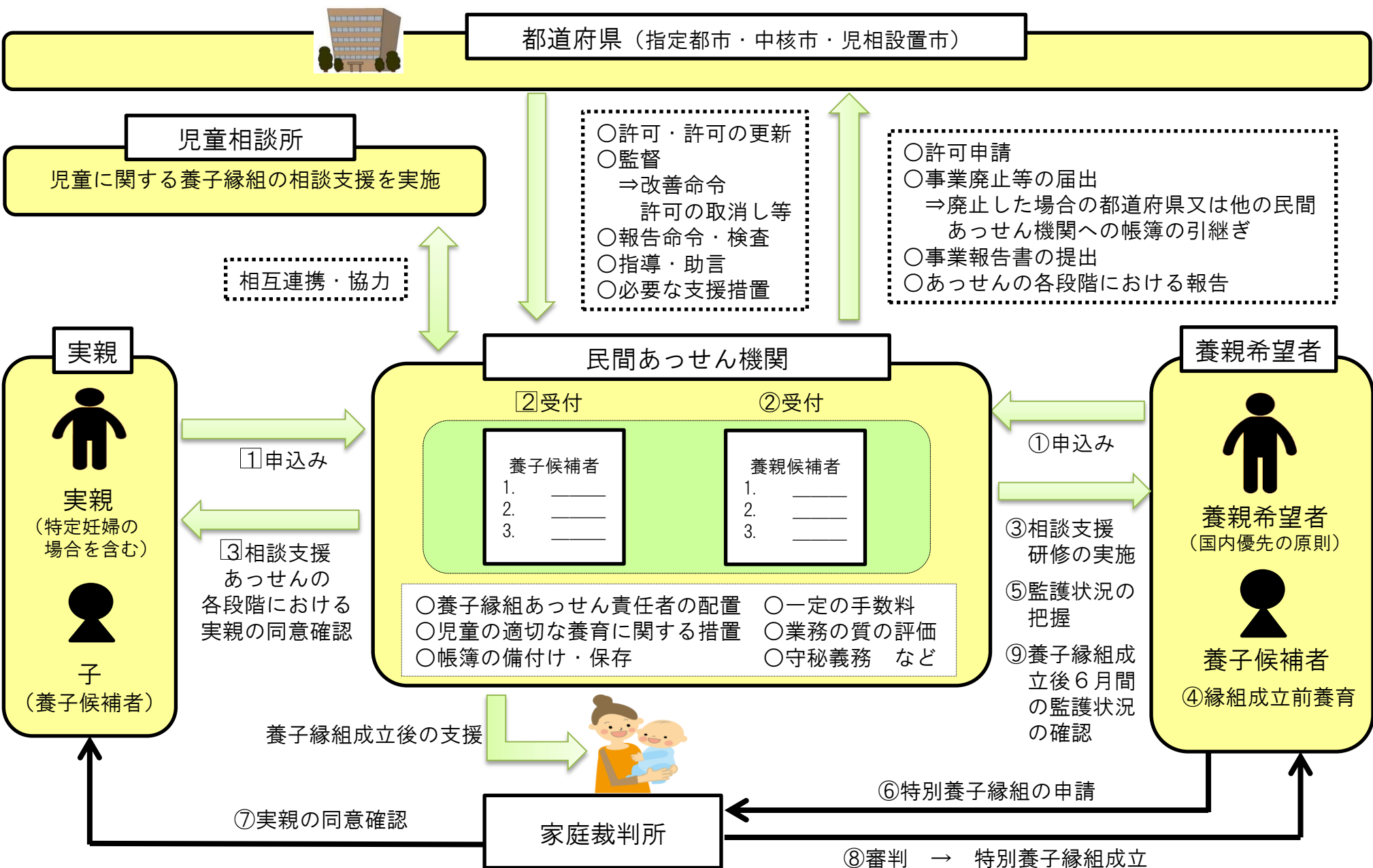
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（原則公布の日から2年以内）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



特別養子縁組制度の普及・啓発について

○ 厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

《思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方向け》

(ポスター・リーフレット (表面))



「特別養子縁組制度」があります。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、
あなたに代わって大切に育ててくれる

ひとりで悩まないで、まずは、**相談**してください。

あなたの出産と産後を応援する
多くの人がいます。

思いがけない妊娠に
とまどうあなたへ

まずは**児童相談所**に、お電話ください。

☎ 全国共通ダイヤル

いち はや く
1 8 9

(リーフレット (裏面))

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえのない命です。

あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩み、抱え込まずに、まずは **相談** を！！

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって
大切に育ててくれる「特別養子縁組制度」があります。

「特別養子縁組」ってなに？

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。**児童相談所全国共通ダイヤル『189』**でお住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は**匿名**で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する**秘密は守られます**。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→→→ **お住まいの市町村役場にご連絡ください。**

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→→→ **全国女性健康支援センター一覧** **検索** で検索してください。

《特別養子縁組により親になることを希望される方向け》
（ポスター・リーフレット（表面））

厚生労働省

自分の子どもとして
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

子どもを育てたいと願うあなたに
「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。



詳しくは児童相談所にお尋ねください。

☎ 全国共通ダイヤル **189**

（リーフレット（裏面））

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」のご案内

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子として、新たな親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請求を行い、下記の要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受けることで成立します。

成立の要件

「特別養子縁組」の成立には、以下のような要件を満たす必要があります。

- 実親の同意** ① 養子となるお子さんの**父母（実父母）の同意**がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 養親の年齢** ② 養親となるには**配偶者のいる方（夫婦）**でなければならない。夫婦共同で縁組することになります。また、**養親となる方は25歳以上**でなければなりません。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親となることができます。
- 養子の年齢** ③ **養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に審判を請求するときに6歳未満**である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親となる方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求することができます。
- 半年間の監護** ④ 縁組成立のためには、**養親となる方が養子となるお子さんを6ヵ月以上監護していることが必要**です。そのため、縁組成立前にお子さんと一定の期間を一緒に暮らし、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定することになります。

◆「特別養子縁組」が成立すると、**お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。**

【参考】 出典：司法統計年報

成立件数の推移	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
成立件数	325	374	339	474	513	542

相談窓口のご案内

◆「特別養子縁組制度」に関心を持たれた方は、児童相談所にお問い合わせください。

児童相談所 児童相談所全国共通ダイヤル『189』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

インターネットからは **全国児童相談所一覧** **検索** で検索してください。

《産科医療機関を中心とする医療関係者の方向け》

(リーフレット(表面))

医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、心身の状況(妊娠、出産についての葛藤)に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関することなど児童相談所への相談は、匿名でも行えます。

⇒ 児童相談所の全国共通ダイヤルは『189(イチハヤク)』※裏面参照

① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

○「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。

お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

○「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。

全国女性健康支援センター 一覧 で検索してください。

② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、養親(育ての親)との新たな親子関係を始める制度です。

- 「特別養子縁組」は、養親(育ての親)となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立します。
- 「特別養子縁組」の成立には養子となるお子さんの父母(実父母)の同意がなければなりません。ただし、実父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となるお子さんの利益を著しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要となることがあります。
- 「特別養子縁組」が成立すると、お子さんと実父母との法的な親族関係が終了し、新たに養親との親族関係が生じます。

＜「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い＞

	普通養子縁組	特別養子縁組
縁組の成立	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立
要件	○養親：成年に達した者 ○養子：尊属又は養親より年長でない者	○養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可) 配偶者がある者(夫婦双方とも養親) ○養子：原則、6歳に達していない者
実父母との親族関係	実父母との親族関係は終了しない	実父母との法的な親族関係が終了する
監護期間	特段の設定はない	6月以上の監護期間(注)を考慮して縁組 (注)「監護期間」とは、養育形成に向けて、子どもと同居して生活する期間を言います。
戸籍の表記	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

(リーフレット(裏面))

③ 児童相談所のご照会

○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189(イチハヤク)』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。

※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

・平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養護が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。
- 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、
 - ・まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、
 - ・家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
 - ・これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。
- ※特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

・「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

- 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっています。このため、議員立法として「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

・「産前・産後母子支援事業」(モデル事業)について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを配置し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

統計データ

○虐待死事例 (注) 平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例(心中以外)

虐待死事例(44人)のうち、

➢ 0歳児が61.4%(27人)と最も高い割合を占める。
(0歳児死亡事例(27人)のうち、月齢0か月児が55.6%(15人))

➢ また、54.5%(24人)の子どもの実母が「予期せぬ妊娠(望まない妊娠/計画していない妊娠)」だった。

○特別養子縁組の成立件数

(出典)司法統計年報

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
325	374	339	474	513	542

11. 平成30年度概算要求の概要 (児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化)

平成30年度概算要求の概要（児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

○「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化

「すくすくサポート・プロジェクト」（うち「児童虐待防止対策強化プロジェクト」）、改正児童福祉法等及び「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた児童虐待防止対策・社会的養護の充実・強化を図る。
これを踏まえた、平成30年度概算要求の主な内容は以下のとおり。

	（平成30年度概算要求額）	（平成29年度予算額）
☆児童虐待防止対策関係予算	1,522億円の内数	（1,493億円の内数）
◇社会的養育関係予算	1,485億円の内数	（1,456億円の内数）

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

☆◇・児童虐待・DV対策等総合支援事業	166億円（154億円）
☆◇・児童入所施設措置費等	1,230億円（1,227億円）
☆◇・次世代育成支援対策施設整備交付金	75億円（66億円）
☆・妊娠・出産包括支援事業	37億円（38億円）
☆・産婦健康診査事業	11億円（4億円）
◇・特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円（0億円）
◇・里親制度等広報啓発事業	0.6億円（0.3億円）

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成27年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業、内閣府予算に計上）を活用して実施。

【妊娠・出産包括支援事業：37億円】

② 産前・産後母子支援事業（モデル事業）の充実【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、地域の実情に応じた多様な主体による支援体制モデルを構築していくため、居住費用や看護師配置のための費用など、主体ごとに異なる必要経費を新たに対象に加える。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 産婦健康診査事業【拡充】

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【産婦健康診査事業：11億円】

（2）孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円＋事項要求の内数】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円＋事項要求の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を行う。

（1）児童相談所の体制強化等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士配置を促進するとともに、弁護士を配置している児童相談所に対し、家庭裁判所に提出する書類の作成や家庭裁判所との連絡・調整等を行う司法機関連携強化職員（仮称）の配置費用に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

平成28年改正児童福祉法より、新たに義務付けられた研修等を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、都道府県等に研修専任コーディネーターを配置するとともに、都道府県等が、児童福祉司スーパーバイザー研修及び児童相談所長研修を実施又は委託する費用に係る補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

④ 児童相談所の設置促進【拡充】

中核市及び特別区等における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行うとともに、児童相談所を開設する際の開設準備経費（備品購入等）及び中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等に対し、代替職員の配置に要する費用の補助を創設するなど、児童相談所の設置促進を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」

児童相談所への通告・相談が適切に行われるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、引き続き、音声ガイダンスやコールセンターの運用に係る費用を負担する。

【児童相談体制整備事業：3億円】

（2）市町村の体制強化

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、相談支援体制の強化【拡充】

市町村が、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用について補助を行うとともに、支援拠点を整備する際の整備費用の充実や開設に係る開設準備経費（備品購入等）及び小規模型において心理担当職員を配置した際の加算を創設し、設置促進及び相談支援体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円＋事項要求の内数】

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の推進

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費の補助を行う。

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する資質の向上

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施するための費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

（1）親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

（2）家庭養育等の推進

① 里親支援事業の充実【拡充】

里親制度の普及啓発による新規里親のリクルート、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画の策定、委託後の相談支援等を行う里親支援事業について、「新規里親登録件数」や「新規里親委託件数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより、包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業の創設【新規】

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や、相談・援助等に要する経費を補助する事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

③ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業の創設【新規】

民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。
【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：21百万円】

④ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行う里親制度等広報啓発事業について、特別養子縁組制度についての広報啓発を加えることにより、両制度の社会的認知度を高める。

【里親制度等広報啓発事業：60百万円】

（3）施設の専門性の強化等

① 児童養護施設の小規模化・地域分散化等の推進【拡充】

家庭養育が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化を推進する。

なお、社会保障の充実については、予算編成過程で検討する。（事項要求）

【量的拡充】

受入児童数増への対応

【質の向上】

- ① 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員 1 名を配置
- ② 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加 など

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：75億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：166億円の内数】

3. 被虐待児などへの支援（続き）

③ 児童養護施設等における業務改善事業の創設【新規】

児童養護施設等の職員の就業継続や離職防止等の人材確保のため、平成29年度予算から実施している給与等の処遇面の改善に加え、補助職員の活用により児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減を図るとともに、タブレット端末の活用による情報の共有化やペーパーレス化等、施設のI C T化の推進を図る。

【児童虐待・D V対策等総合支援事業：166億円の内数】

④ 処遇改善円滑化特別対策事業

児童養護施設等における職員の処遇改善の趣旨が広く理解され、円滑な施行を図るため、都道府県等が取り組むリーフレットやポスターの作成・配付や説明会の開催等に要する経費を補助する。

【児童虐待・D V対策等総合支援事業：166億円の内数】

⑤ 里親委託児童や施設入所児童等に対する支援の充実

里親委託児童や児童養護施設に入所している児童等への支援の充実を図るため、児童入所施設措置費等における必要な措置について、予算編成過程で検討する。

【児童入所施設措置費等：1,230億円の内数】

（4）被虐待児などへの支援の充実

① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、高等学校授業料や大学等への進学に向けた学習費、大学等へ進学又は就職する場合の支度費などを新たに補助対象にするとともに、対象に母子生活支援施設を追加する。

【児童虐待・D V対策等総合支援事業：166億円の内数】

② 就学者自立生活援助事業の充実【拡充】

大学等に就学している自立援助ホーム入居者について、20歳到達後から22歳の年度末までの間、引き続き継続して支援を行う「就学者自立生活援助事業」について、高等学校から大学等への進学を希望する者等に対して、学習塾に通う費用等を支援する。

【児童虐待・D V対策等総合支援事業：166億円の内数】

③ 未成年後見人支援事業【拡充】

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

また、児童相談所長以外からの請求に基づき選任された未成年後見人であっても補助対象となるよう、補助対象の拡大を行うとともに、被後見人の資産要件を1,000万円未満から1,500万円未満へ見直しを行う。

【児童虐待・D V対策等総合支援事業：166億円の内数】

子育て世代包括支援センターの全国展開（妊娠・出産包括支援事業）

37.8億円 → 36.6億円

要求要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

妊娠・出産包括支援事業 実施主体：市町村（⑤は都道府県）、補助率：1／2

- ①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）
- ②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）
- ③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）
- ④子育て世代包括支援センター開設準備事業（立ち上げ準備経費）
- ⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）

①、②については人口規模に応じた基準額を設定

【29年度予算】

240か所

240か所

102か所

150か所

47都道府県

→

→

→

→

→

【30年度予算要求】

400か所

520か所

47か所

200か所

47都道府県

（参考）子育て世代包括支援センターの運営費について

利用者支援事業 実施主体：市町村、負担割合：国1／3、都道府県1／3、市町村1／3 ※内閣府予算に計上

（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を実施する事業）

子育て世代包括支援センター

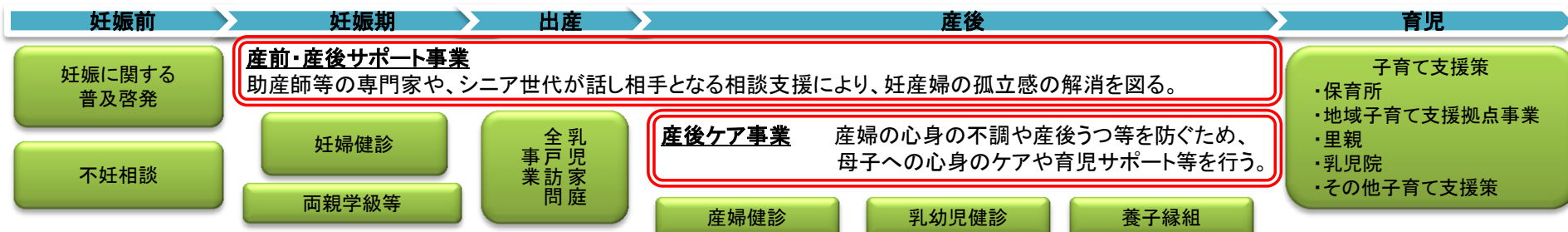
- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握 ③保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- ②妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ④支援プランの策定



子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



産婦健康診査事業

3.5億円 → 10.7億円
(70,153件) (214,554件)

要 旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。(平成29年度創設)

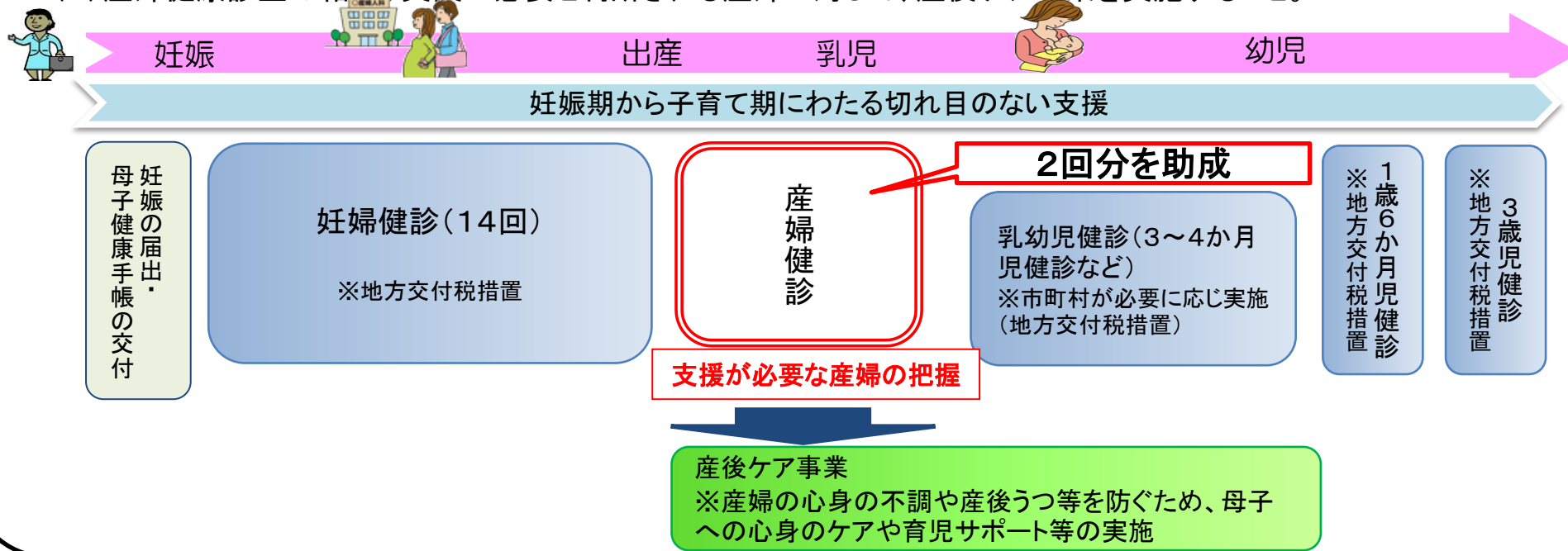
事 業 内 容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

(実施主体:市町村、補助率:1/2、基準額:1回当たり5,000円)

※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。

- (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



児童相談所及び市町村の体制強化

現状・課題

- ・ 児童相談所の体制強化を図る観点から、平成28年改正児童福祉法により、専門職の配置、児童福祉司等の研修義務化、弁護士配置等が規定。
- ・ 平成29年改正児童福祉法により、児童の保護について司法関与の強化を進めるため、児童相談所における家庭裁判所への申し立て等の業務が増加することが考えられる。

- ・ 平成28年改正児童福祉法に規定された、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）の設置促進に向け、市町村に対する財政支援を行う必要がある。

対応方針

(1) 児童相談所の体制強化

① 「司法機関連携強化職員（仮称）」の配置

- ・ 弁護士の指示の下、家庭裁判所との連絡・調整等を行う者の配置費用に係る補助を創設

② 児童虐待防止対策研修事業の拡充

- ・ 研修等に係る補助基準額を引き上げ
- ・ SV研修等を都道府県等が実施する費用に係る補助を創設

③ その他

- ・ 未成年後見人から適切な支援を受けられるよう、未成年後見人に対する報酬等の補助の対象者を拡充

(2) 市町村の体制強化

① 支援拠点の開設準備経費の創設

- ・ 支援拠点の開設に必要な備品等の購入費用に対する補助の創設

② 心理担当職員の配置加算の創設

- ・ 小規模型を対象に、心理担当支援員の配置に係る加算を創設

③ 支援拠点の整備に係る補助基準額の引き上げ

【参考：既に実施している主な財政支援策】

- ・ 司法的な対応が必要となる事例について調整を行う弁護士の配置に係る補助
- ・ 義務研修（SV研修を除く）を都道府県等が実施する費用に係る補助、SV研修を試行的に実施するための調査研究の実施
- ・ 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置や、夜間休日を問わずいつでも相談に応じるための対応協力員の配置に係る補助 等

- ・ 支援拠点を運営する費用及び施設の修繕等に要する費用の補助
- ・ 児童虐待の通告を受けた際に安全確認等を行う者の配置や、専門知識を有するスーパーバイザーの配置に係る補助 等

中核市・特別区等における児童相談所設置に必要な支援の実施

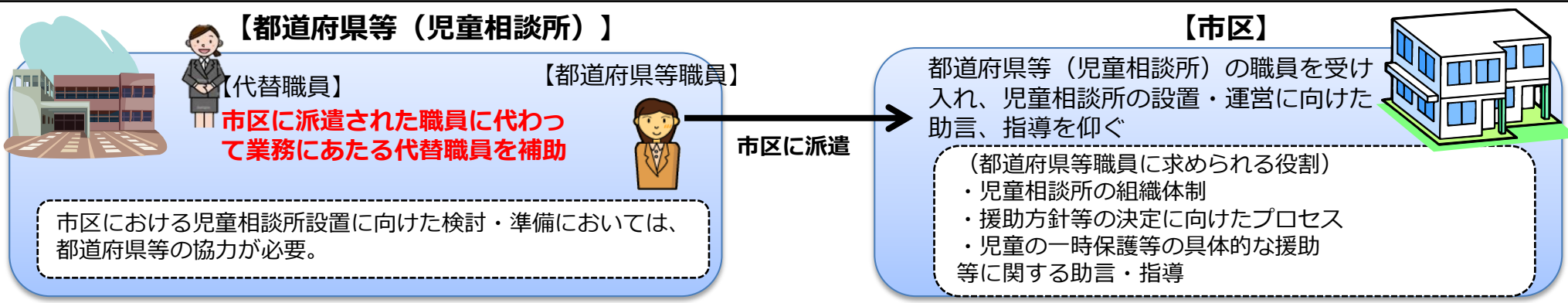
現状・課題

- ・平成28年改正児童福祉法附則において、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、国は設置に係る支援その他の必要な措置を講ずることとされている。
- ・市区が児童相談所の設置を進める上では、すでに児童相談所を設置している都道府県等の協力が必要不可欠であるため、児童相談所の実務経験のある都道府県等職員の市区への派遣を促進することが必要。
- ・また、市区において児童相談所を開設する際には、備品購入などの諸経費が発生する。

対応方針

- ・都道府県等から市区への人材派遣を促進する観点から、児童相談所の実務経験のある都道府県等職員（S V等）を市区へ派遣した場合の代替職員（都道府県等）の配置に係る費用への補助を創設。
- ・児童相談所の開設に係る準備経費（備品購入等）への補助を創設。

〈職員派遣のイメージ図〉



【参考：既に実施している財政面及び制度・運営面における主な支援策】

- ・児童相談所の設置を目指す市及び特別区における事務量の増加に対応するための補助職員の配置（財政面）
- ・市区の職員が、都道府県等の児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置（財政面）
- ・児童相談所の設置準備から開設までに必要な事項をまとめたマニュアルの作成（制度・運用面）
- ・各都道府県等に対する、児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼（制度・運用面）

平成30年度概算要求における「新しい社会的養育ビジョン」への対応

家庭養育等の推進に向けた概算要求事項

- 家庭養育等の推進に向けた平成30年度概算要求の概要は以下のとおり。
 - ① 里親支援事業
「新規里親登録件数」や「新規里親委託数」に応じた加算を設定するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに加えることにより包括的な里親支援体制の更なる充実を図る。
 - ② 特別養子縁組民間あっせん機関助成事業・職員研修事業
「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や相談・援助等に要する経費を補助する事業及び民間あっせん機関の職員に対する研修事業の創設に必要な経費を計上する。
 - ③ 永続的解決、親子での入所機能、中核市・特別区の児童相談所設置推進等
- 併せて、フォスタリング機関事業運営ガイドライン策定等の検討を進め、「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた取組を進める。
- さらに、里親委託児童や児童養護施設に入所している児童等への支援の充実を図るため、児童入所施設措置費等における必要な措置について、予算編成過程で検討する。

平成30年度要求事項

- 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金のメニューの充実により対応（平成30年度概算要求額166億円の内数）
※別途、特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業（平成30年度概算要求額0.2億円）

里親支援	里親支援事業について、「新規里親登録数」や「新規里親委託数」に応じた加算制度を創設するとともに、親子関係再構築に向けた実親との面会交流支援を新たに追加。
	児童相談所職員向け研修として、児童虐待防止対策研修事業を実施（平成30年度概算要求でも引き続き計上） ※フォスタリング機関を対象とした研修は運用改善により対応。
永続的解決	養子縁組民間あっせん機関の人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、職員が受講する研修参加費用や相談・援助等に要する経費を補助する事業及び民間あっせん機関の職員に対する研修事業の創設に必要な経費を計上。
親子での入所機能	平成29年度から実施している産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、地域の実情に応じた多様な主体による支援体制を構築していくため、居住費用や看護師配置のための費用など、主体ごとに異なる必要経費を新たに対象に追加。
中核市・特別区の児童相談所設置	平成29年度予算より児童相談所設置促進事業を実施。 平成30年度概算要求においては事業の拡充に必要な経費を計上。
市区町村の子ども家庭支援体制の構築	平成29年度より市町村相談体制整備事業を創設して、拠点設置を支援、 平成30年度概算要求において事業の拡充に必要な経費を計上。
子どもの権利擁護	未成年後見人支援事業の拡充に必要な経費を計上。

※ 上記のほか、里親委託児童や児童養護施設に入所している児童等への支援の充実を図るため、児童入所施設措置費等における必要な措置について、予算編成過程で検討する。

家庭と同様の環境における養育の推進

里親支援事業の拡充

- 養親候補者や里親の新規開拓を更に進めるため、現行の体制に加えて、「新規里親登録件数」や「新規里親委託件数」に応じて加算
- 実親との面会交流支援を追加



- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業166億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,230億円の内数
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業21百万円
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、里親支援に積極的に取り組む乳児院等に対する支援

特別養子縁組制度の推進

- 特別養子縁組制度の広報啓発や、民間あっせん機関に対する研修費用等の助成を通じて特別養子縁組制度を推進



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用を促進



家庭と同様の環境における養育が困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」で養育

施設の小規模化・地域分散化等

- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施

特別養子縁組制度の推進

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業166億円の内数
- ・ 里親制度等広報啓発事業60百万円
- ・ 特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業21百万円

広報啓発

- 特別養子縁組制度の普及促進のため、様々な広告媒体を活用して広報啓発を行うことにより、制度の社会的認知度を高める。（里親制度等広報啓発事業）

民間あっせん機関職員等に対する研修の実施

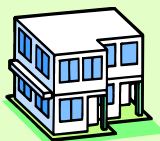
- 民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を創設する。（特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業）

民間あっせん機関の業務の質の確保を図るための助成事業の創設

- 「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に向けて、本法律で許可制が導入されることに伴って求められる人材育成や相談・援助等を実施する上での質の確保を図るため、民間あっせん機関の職員が受講する研修参加費用や、相談・援助等に要する経費を補助する事業を創設する。（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年12月9日成立・平成30年4月1日施行予定）

養子縁組あっせん事業者に許可制を導入することにより、業務の適正な運営を確保するための措置が講じられることとなったが、本法律により民間あっせん機関に義務付けられる「実親や養親希望者等に対する相談支援」や「養親希望者に対する研修」など、事業を実施する際の「質の確保」を図るために必要な経費について補助する。



国・都道府県

「質の確保」を図るための費用を補助

- ・ 民間あっせん機関の人材育成
- ・ 相談・援助や養親希望者に対する研修・面接等に要する費用



民間あっせん機関

省令で定める手数料を徴収



養親希望者

家庭養育の推進等に向けた乳児院等の機能強化・多機能化

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業166億円の内数
- ・ 児童入所施設措置費等1,230億円の内数

一時保護機能等の強化

受入体制の強化

- 乳児院等における安定的な一時保護委託の受入れ及び積極的な里親支援を行う体制の整備を促進

医療的ケアの体制強化

施設の専門性の向上

- 医療的ケアを必要とする子ども等の受け入れ促進に向けた取組を促進



施設の小規模化・地域分散化

小規模化、地域分散化の推進

- 児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物を活用して地域小規模児童養護施設等を運営する場合の賃借料に対する助成等を行い、施設の小規模化・地域分散化の取組を着実に実施

親子再構築支援の強化

親子再構築支援の推進

- 乳児院等における親子生活訓練室等を活用し、乳児院等に入所している子どもとその親が一定期間ともに生活をしながら、親子関係の再構築を図る取組を支援
- 里親支援事業に実親との面会交流支援を追加

里親支援事業の拡充

- 養親候補者や里親の新規開拓を更に進めるため、現行の体制に加えて、新規里親登録件数や新規里親委託件数に応じて加算
- 実親との面会交流支援を追加



レスパイトケアの活用促進

- 経験の浅い里親等の育児不安や育児疲れ、医療的ケアの必要な子どもの看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減を図るためのレスパイトケアの利用を促進

乳児院等における里親支援の取組促進

- 入所児童を里親に委託する際のマッチングの実施や、委託後のアフターケアの実施など、里親支援に積極的に取り組む乳児院等に対する支援

特定妊婦等への支援

産前・産後母子支援事業（モデル事業）の拡充

- 母子ともに社会的養護が必要な場合に、施設において受け入れ、自立に向けた支援を実施

＊平成29年度予算において創設した産前・産後母子支援事業（モデル事業）について、地域の実情に応じた多様な主体による支援体制モデルを構築していくため、居住費用や看護師配置のための費用など、主体ごとに異なる必要経費を新たに対象に加える。



12. 平成 2 8 年改正児童福祉法を踏まえた 「新たな子ども家庭福祉」の構築

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

「新しい社会的養育ビジョン」の概要

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- ・ 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。
- ・ この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- ・ 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- ・ 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- ・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- ・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- ・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォostering業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォostering機関事業の創設を行う。
- ・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適當な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

- ・ 平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。
- ・ これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保する。
- ・ 子どもへの直接的支援事業（派遣型）や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図る。
- ・ 児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

(2) 児童相談所・一時保護改革

- ・ 児童相談所職員への各種研修の実施と効果検証、中核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。
- ・ 通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネジメント業務の機能分離を計画的に進める。
- ・ 一時保護の機能を2類型に分割（緊急一時保護とアセスメント一時保護）し、閉鎖空間での緊急一時保護は数日以内とする。
- ・ 一時保護時の養育体制を強化し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現する。
- ・ パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実現する。

(3) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革

- ・ リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。
- ・ 平成29年度中に国でプロジェクトチームを発足しガイドライン作成や自治体への支援を開始する。
- ・ ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設する。併せて「里親」の名称変更も行う。

(4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進

- ・ 永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべき。
- ・ 特別養子縁組に関する法制度改革（年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限）を速やかに進め、新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。
- ・ 代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明、子どもの意向が尊重される必要がある。
- ・ これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門性を高め、親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケア、親子関係改善への通所指導、母子の入所を含む支援、親子関係再構築支援、里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として、乳児院は多機能化・機能転換する。「乳児院」という名称をその機能にあったものに変更する。

(6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。
- ・ 全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模（最大4人）となる職員配置を行う。

- ・ 豊富な体験による子どもの養育の専門性を基に、地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行う多様化を、乳児院から始め、児童養護施設・児童心理治療施設、児童自立支援施設でも行う。

(7) 自立支援（リービングケア、アフターケア）

- ・ 平成30年度までにケア・リーバー（社会的養護経験者）の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、包括的な制度的枠組み（例：自治体による自立支援計画の策定など）を構築する。
- ・ 代替養育の場における自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援を推進する。
- ・ 自立支援方策を具体化するための検討の場を設ける。

(8) 担う人材の専門性の向上など

- ・ 児童福祉司等の研修や、要保護児童対策地域協議会の専門職研修等の実施状況確認とその効果判定を行い、国による研修の質の向上を図る。
- ・ 子どもの権利擁護のために、早急に児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、3年を目途にその体制を全国的に整備する。
- ・ 平成30年度に一時保護の専門家による評価チームの構成から始め、概ね5年以内には社会的養護に係わる全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設するとともに、アドボケイト制度の構築を行う。
- ・ 虐待関連統計の整備を概ね5年以内に行い、情報共有のためのデータベース構築も概ね5年以内に行う。
- ・ Child Death Reviewの制度を概ね5年以内に確立する。

(9) 都道府県計画の見直し、国による支援

- ・ 従来の「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込む。これらを実現するため、国は必要な予算確保に向けて最大限努力し、実現を図る。

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の開催について

1. 趣旨

平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）により新設された児童福祉法第3条の2において、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

また、平成28年3月に取りまとめられた新たな子ども家庭福祉の在り方に関する専門委員会の報告（提言）において社会的養護の利用者等に対する継続的な支援の仕組みの整備が必要とされており、具体的な制度の検討について言及されている。

このため、厚生労働大臣の下に検討会を開催し、改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰しつつ、新たな社会的養育の在り方の検討を行うこととし、併せて、これを踏まえ「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直す。

2. 検討事項

次に掲げる事項を含め、社会的養育の在るべき姿を検討。「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的養育の在り方を示す。

- （1）改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- （2）改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- （3）（2）を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- （4）里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- （5）（2）～（4）を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- （6）児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

3. 構成等

- （1）構成員は、別紙のとおり。
- （2）座長は、必要に応じ意見を聴取するため、関係者を招聘することができる。

4. 運営

- （1）厚生労働大臣が、学識経験者及び実務者等の参集を求めて開催する。
- （2）庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課において行う。
- （3）原則として公開とする。

（別紙）

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿 （五十音順、敬称略）

相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
井上 登生	医療法人井上小児科医院 院長
◎ 奥山 眞紀子	国立研究開発法人国立成育医療研究センター こころの診療部長
加賀美 尤祥	社会福祉法人山梨立正光生園 理事長 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
上鹿渡 和宏	公立大学法人長野大学社会福祉学部 教授
塩田 規子	社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
伊達 直利	社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部長
林 浩康	日本女子大学人間社会学部 教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
○ 松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
◎：座長、○：座長代理（合計12名）	

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」開催経過

第1回	(平成28年) 7月29日	(1) 検討会の開催について (2) 改正法施行に向けたロードマップと進捗の確認 (3) 「社会的養育」についての議論のポイントと進め方 (4) その他
第2回	9月16日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況の報告及び法改正後の進捗状況の確認 (2) 関係団体等からのヒアリングの進め方 (3) 関係団体からのヒアリング ・全国児童養護施設協議会 ・全国乳児福祉協議会 ・全国母子生活支援施設協議会 ・全国情緒障害児短期治療施設協議会 ・全国児童自立支援施設協議会 (4) その他
第3回	10月7日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況の報告及び法改正後の進捗状況の確認 (2) 論点の中の社会的養護に関する議論 (3) 関係団体等からのヒアリング ・全国保育協議会 ・大阪市 ・公益社団法人 家庭養護促進協会 ・全国自立援助ホーム協議会 ・「非行」と向き合う親たちの会（あめあがりの会） ・CVV (Children's Views and Voices) ・特定非営利活動法人 IFCA (International Foster Care Alliance) (4) その他
第4回	10月21日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況の報告 (2) 論点の中の社会的養護に関する議論 (3) 関係団体等からのヒアリング ・全国児童相談所長会 ・公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 ・全国児童家庭支援センター協議会 ・公益財団法人 全国里親会 ・一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会 ・特定非営利活動法人 キーアセット (4) その他
第5回	11月18日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況の報告及び法改正後の進捗状況の報告 (2) 本検討会の成果としてまとめるべき事項 (3) 論点の中の社会的養護に関する議論 (4) その他
第6回	11月30日	(1) 関係団体等からのヒアリング ・ルーモス ・アフターケア相談所ゆずりは ・保育園を考える親の会 ・大木愛氏 (2) 論点の中の社会的養護に関する議論 (3) その他

第7回	12月28日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況の報告及び法改正後の進捗状況の報告 (2) 論点の中の社会的養護に関する議論 (3) その他
第8回	(平成29年) 1月13日	(1) 平成29年度児童虐待防止対策関係予算案の概要等について (2) 論点の中の社会的養護に関する議論 (3) 在宅支援に関する議論 (4) その他
第9回	2月1日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について (2) 在宅支援に関する議論 (3) 児童家庭支援センターに関する議論 (4) その他
第10回	2月24日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況等の報告 (2) 改正児童福祉法第3条の2の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）について (3) 在宅支援に関する議論 (4) 自立支援に関する議論 (5) その他
第11回	3月30日	(1) 各検討会・ワーキンググループの開催状況等及び法改正後の進捗状況の報告について (2) 関係者からのヒアリング ・社会福祉法人慈愛会 (3) 自立支援に関する議論 (4) その他
第12回	4月21日	(1) 関係者からのヒアリング ・認定NPO 法人Living in Peace (2) 一時保護に関する議論 (3) その他
第13回	4月28日	(1) 関係者からのヒアリング ・花園大学 和田一郎准教授 (2) 一時保護に関する議論 (3) その他
第14回	5月26日	(1) 施設の在り方に関する議論等 (2) 子どもの権利擁護に関する取組等 (3) その他
（構成員によるとりまとめ（案）の分担執筆）		
第15回	7月31日	(1) とりまとめに向けた議論 (2) その他
第16回	8月2日	(1) 新しい社会的養育ビジョン（案）について (2) その他